令和5年12月8日招集

第4回見附市議会定例会提出議件

見附市

市長提出議件

議第7	4 号	専決処分について(令和5年度見附市一般会計補正予算 (第6号))
議 第 7	5 号	見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委 員会設置条例の制定について
議第7	6 号	見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて
議第7	7 号	見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の 制定について
議 第 7	8 号	見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について
議第7	9 号	見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について
議 第 8	0 号	見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
議 第 8	1 号	見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
議 第 8	2 号	見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について
議第8	3 号	見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につい て
議第8	4 号	見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について
議第8	5 号	令和5年度見附市一般会計補正予算(第8号)

1号)

議第87号	令和5年度見附市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
議第88号	令和5年度見附市介護保険事業特別会計補正予算(第1 号)
議第89号	令和5年度見附市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
議第90号	令和5年度見附市水道事業会計補正予算(第1号)
議第91号	令和5年度見附市下水道事業会計補正予算(第1号)
議第92号	令和5年度見附市病院事業会計補正予算(第1号)
議第93号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数 の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更につい て
議第94号	見附市勤労者家庭支援施設の指定管理者の指定について
議第95号	見附市大平森林公園の指定管理者の指定について
議第96号	人権擁護委員候補者の推薦について
議第97号	人権擁護委員候補者の推薦について
議第98号	人権擁護委員候補者の推薦について
議第99号	見附市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和5年度見附市一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

専決第10号

令和5年度 見附市一般会計補正予算 (第6号)

令和5年度見附市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,000千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,469,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月21日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 縛	操越金	545, 869	42, 000	587, 869
	1 繰越金	545, 869	42,000	587, 869
	歳 入 合 計	18, 427, 000	42, 000	18, 469, 000

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	510,770	42,000	552, 770
	1 農業費	491, 886	42,000	533, 886
	歳 出 合 計	18, 427, 000	42, 000	18, 469, 000

1 総 括 (歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金	545, 869	42, 000	587, 869
歳 入 合 計	18, 427, 000	42,000	18, 469, 000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	#
6 農林水産業費	510, 770	42, 000	552, 770
歳 出 合 計	18, 427, 000	42, 000	18, 469, 000

補正額の財源内訳 特定財 源 一般財源 国県支出金 地方債 その他						
特 国県支出金	定 財 財		一般財源			
			49,000			
			42, 000			
0	0	0	42,000			

 2
 歳
 入

 (款)
 19
 繰越金

 (項)
 1
 繰越金

			款	項	目	補正前の額	補正額	計
19			繰越金			545, 869	42,000	587, 869
	1		繰越金			545, 869	42,000	587, 869
		1	繰越金			545, 869	42,000	587, 869

(単位:千円)

j	節	説	明
区 分	金 額	成化	91
1 繰越金	42,000	1 前年度分	42,000

3 歳 出
(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

	款 項 目		項目補正前の額		⇒ 1.	補正額の財源内訳		
		ボ	л ц п	(相)上別り(領	補正額 計		特定財源	一般財源
6			農林水産業費	510, 770	42,000	552, 770		42, 000
	1		農業費	491, 886	42,000	533, 886		42, 000
		3	農業振興費	57, 284	42, 000	99, 284		42, 000

節		説	明	
区 分	金 額	成儿	971	
18 負担金補助 及び交付金 42,000		1 生産組織等育成事業 補助金 水稲生産者支援補助金		42, 000 42, 000 42, 000

議第75号

見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例の制 定について

見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例

目次

第1章 見附市重大事態対策委員会(第1条-第12条)

第2章 見附市重大事態再調查委員会(第13条-第19条)

附則

第1章 見附市重大事態対策委員会

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。) 第28条に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合に調 査等を行うため、教育委員会の附属機関として、見附市重大事態対策委員会(以 下「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 対策委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
 - (1) 法第12条の規定により策定した見附市いじめ防止等のための基本的な 方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会 に必要な助言等を行う。
 - (2) 法第28条第1項の規定により教育委員会が行うこととされている重大 事態に係る調査を行う。

(組織)

- 第3条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉等に関する専門的な知識及び経験を 有する者から教育委員会が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の 委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集するものとする。
- 2 対策委員会の会議は、委員(第8条第1項及び第2項の規定により除斥された 委員並びに同条第3項の規定により回避した委員を除き、第9条第1項の規定に より委嘱された臨時委員を含む。)の半数以上の出席がなければ開くことができ ない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 4 対策委員会の会議は、公開しないものとする。

(意見の聴取等)

第7条 対策委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、関係者の出席 を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができ る。

(委員の除斥及び回避)

第8条 委員は、4親等内の親族に関する重大事態については、除斥されるものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、公平な調査等を行うことができない恐れがある 委員があるときは、第6条第3項の決定を経て、当該委員を除斥することができ る。

(臨時委員)

- 第9条 教育委員会は、前条の規定により除斥される委員又は回避する委員がある ときは、その委員に代わり当該除斥又は回避に係る重大事態の調査等を行う委員 (以下「臨時委員」という。)を委嘱することができる。
- 2 臨時委員は、第3条第2項に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該除斥又は回避に係る重大事態の調査等が終わるまでの 期間とする。ただし、当該除斥又は回避のあった委員の残任期間を超えることが できない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

(庶務)

(委任)

第11条 対策委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第12条 この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

第2章 見附市重大事態再調査委員会

(設置)

第13条 法第30条第2項の規定に基づく調査等(以下「再調査」という。)を 行うため、見附市重大事態再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を設 置する。

(所掌事項)

第14条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行う。

(組織)

- 第15条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、再調査の事案ごとに法律、医療、教育、心理又は福祉等に関する専門 的な知識及び経験を有する者から市長が委嘱する。ただし、対策委員会の委員と 兼任することはできない。

(任期)

第16条 委員の任期は、第14条の諮問に係る再調査が終了するまでとする。 (庶務)

第17条 再調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(準用)

第18条 第5条から第8条まで、第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項中「教育長」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「第3条第2項」とあるのは「第15条第2項」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が再調査委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される対策委 員会の委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年見附市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

都市計画審議会委員	予算の範囲内で市長の定める
農林水産業振興審議会委員	額
大規模小売店舗立地審議会委員	
行政不服審査会委員	
情報公開・個人情報保護審査会委員	
情報公開・個人情報保護制度審議会委員	
総合計画審議会委員	
環境審議会委員	
統計調査員	
市役所産業医	
予防接種従事医師	
スポーツ推進委員	
学校運営協議会委員	
就学支援委員	
就学支援委員	

」を

Γ

都市計画審議会委員	予算の範囲内で市長の定める
農林水産業振興審議会委員	額
大規模小売店舗立地審議会委員	
行政不服審査会委員	
情報公開・個人情報保護審査会委員	
情報公開・個人情報保護制度審議会委員	
総合計画審議会委員	
環境審議会委員	
統計調査員	
市役所産業医	
予防接種従事医師	

スポーツ推進委員
学校運営協議会委員
就学支援委員
重大事態対策委員会委員
重大事態再調査委員会委員

」に

改める。

議第76号

見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について

見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例

見附市立保育園設置条例(昭和39年見附市条例第15号)の一部を次のように 改正する。

別表名木野保育園の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第77号

見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例 見附市立へき地保育所設置条例(昭和49年見附市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の表見附市立漆山保育園の項、見附市立坂井保育園の項及び見附市立反田 保育園の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第78号

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年見附市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」 に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、 同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ) 中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条 第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同 条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第1項第1号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項 第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第1項第3号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第79号

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定について

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 見附市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議第80号

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年見附 市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

議第81号

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次の とおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 第1条 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和34年見附市条例 第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改 正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

議第82号

見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 見附市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年見附市条例第5号) の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第38条」に改める。

第5条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第17条の3第1項第2号中「第17条の4第1項」を「次条第1項」に改める。

第22条第2項中「第21条」を「前条」に改める。

第24条の4第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条 見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100

分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

一般職績	給料表				-		
職員の	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級
区分	の級						
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100
短時間	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300
勤務職	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500
員以外	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500
の職員	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900
	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100

22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000
23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370,000	397, 300
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100
49	225, 400	268, 900	310,000	355, 700	374, 200	400, 700
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300

51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402,600
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381,000	404, 400
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800
68	238, 400	285, 600	331, 300	370,000	386, 200	407, 100
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900

80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410,600
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
87	247, 200	293, 800	341,000	379, 600	392, 600	
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	
94		295, 900	343, 600			
95		296, 200	344, 100			
96		296, 600	344, 500			
97		296, 800	344, 700			
98		297, 100	345, 100			
99		297, 500	345, 500			
100		297, 900	345, 800			
101		298, 100	346, 100			
102		298, 400	346, 500			
103		298, 800	346, 900			
104		299, 100	347, 300			
105		299, 300	347, 800			
106		299, 600	348, 200			
107		300,000	348, 600			
108		300, 300	349, 000			

109		300, 500	349, 500			
110		300, 900	349, 900			
111		301, 300	350, 200			
112		301, 600	350, 500			
113		301, 800	351, 000			
114		302, 000				
115		302, 300				
116		302, 700				
117		302, 900				
118		303, 100				
119		303, 400				
120		303, 700				
121		304, 100				
122		304, 300				
123		304, 600				
124		304, 900				
125		305, 200				
	188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200
	110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124	110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125	110 300, 900 111 301, 300 112 301, 600 113 301, 800 114 302, 000 115 302, 300 116 302, 700 117 302, 900 118 303, 100 119 303, 400 120 303, 700 121 304, 100 122 304, 300 123 304, 600 124 304, 900 125 305, 200	110 300, 900 349, 900 111 301, 300 350, 200 112 301, 600 350, 500 113 301, 800 351, 000 114 302, 000 115 302, 300 116 302, 700 117 302, 900 118 303, 100 119 303, 400 120 303, 700 121 304, 100 122 304, 300 123 304, 600 124 304, 900 125 305, 200	110 300, 900 349, 900 111 301, 300 350, 200 112 301, 600 350, 500 113 301, 800 351, 000 114 302, 000 115 302, 300 116 302, 700 117 302, 900 118 303, 100 119 303, 400 120 303, 700 121 304, 100 122 304, 300 123 304, 600 124 304, 900 125 305, 200	110 300, 900 349, 900 111 301, 300 350, 200 112 301, 600 350, 500 113 301, 800 351, 000 114 302, 000 115 302, 300 116 302, 700 117 302, 900 118 303, 100 119 303, 400 120 303, 700 121 304, 100 122 304, 300 123 304, 600 124 304, 900 125 305, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただ し、第36条及び第37条に規定する職員を除く。

第3条 見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支

給する場合には100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年4月 1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の見附市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。 ただし、第2条改正後給与条例第24条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

議第83号

見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

見附市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市火災予防条例の一部を改正する条例

見附市火災予防条例(昭和37年見附市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」

に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

厨房	気体	不燃	開放	組込型こん	1 4	100	15	15	15	注:機器
設備	燃料	以外	式	ろ・グリル付	kW以		注		注	本体上
				こんろ・グリ	下					方の側
				ドル付こん						方又は
				ろ、キャビネ						後方の
				ット型こん						離隔距
				ろ・グリル付						離を示
				こんろ・グリ						す。
				ドル付こんろ						
				据置型レン	2 1	100	15	15	15	
				ジ	kW以		注		注	
					下					
		不燃	開放	組込型こん	1 4	80	О	_	0	
			式	ろ・グリル付	kW以					
				こんろ・グリ	下					
				ドル付こん						
				ろ、キャビネ						
				ット型こん						
				ろ・グリル付						
				こんろ・グリ						
				ドル付こんろ						
				古田田口ンへ	0.1	80	0		0	
				据置型レン	21	80	U		U	
				が ジ 	2 I kW以	80	U		U	

固体	不燃	木炭を	炭火焼き器		100	50	50	50	
燃料	以外	燃料と							
		するも							
		の							
	不燃	木炭を	炭火焼き器	_	80	30	_	30	
		燃料と							
		するも							
		の							
上記に	こ分類で	されな	使用温度が	_	250	200	300	200	
いもの)		800℃以						
			上のもの						
			使用温度が	_	150	100	200	100	
			300℃以						
			上800℃						
			未満のもの						
			使用温度が	_	100	50	100	50	
			300℃未						
			満のもの						

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機 関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の見附市火災予防条例(以 下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲 げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又 は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第 3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2 項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)

- の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13 条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第 13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお 従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第84号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものと する。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例(昭和34年見附市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項 に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合におけ る当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定 する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当 該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額(第

1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得 割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額 の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に 属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該 出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を 乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 第24条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合 には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該 出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲 げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認する ことができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の 国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のう ち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険 税については、なお従前の例による。

議第85号

令和5年度 見附市一般会計補正予算(第8号)

令和5年度見附市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,994,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分)担金及び負担金	70, 218	8, 397	78, 615
	1 負担金	70, 218	8, 397	78, 615
14 ቜ	国庫支出金	3, 292, 724	43, 178	3, 335, 902
	1 国庫負担金	1, 738, 220	22, 675	1, 760, 895
	2 国庫補助金	1, 545, 074	20, 503	1, 565, 577
15 県	支出金	1, 417, 422	12, 696	1, 430, 118
	1 県負担金	777, 377	12, 020	789, 397
	2 県補助金	449, 301	676	449, 977
16 貝	才 産収入	53, 001	2, 888	55, 889
	2 財産売払収入	8, 103	2, 888	10, 991
18 約	美 入金	1, 051, 198	212, 148	1, 263, 346
	2 基金繰入金	989, 898	212, 148	1, 202, 046
19 約	<u></u> 越金	587, 869	10, 223	598, 092
	1 繰越金	587, 869	10, 223	598, 092
20 諸	省 収入	201, 918	1, 470	203, 388
	4 雑入	141, 574	1, 470	143, 044
	歳 入 合 計	18, 703, 000	291, 000	18, 994, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 🕏	義会費	148, 314	△2, 223	146, 091
	1 議会費	148, 314	△2, 223	146, 091
2 着	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2, 555, 852	203, 745	2, 759, 597
	1 総務管理費	2, 219, 440	207, 522	2, 426, 962
	2 徴税費	180, 675	△9, 120	171, 555
	3 戸籍住民基本台帳費	96, 745	3, 734	100, 479
	4 選挙費	27, 622	86	27, 708
	5 統計調査費	8,607	1, 134	9, 741
	6 監査委員費	22, 763	389	23, 152
3 E	民生費	7, 089, 211	68, 536	7, 157, 747
	1 社会福祉費	3, 459, 277	68, 744	3, 528, 021
	2 児童福祉費	3, 359, 236	678	3, 359, 914
	3 生活保護費	270, 698	△886	269, 812
4 1	新 生費	1, 842, 787	7, 992	1, 850, 779
	1 保健衛生費	1, 195, 278	9, 741	1, 205, 019
	2 清掃費	647, 509	△1,749	645, 760
5 🕏	労働費	33, 209	553	33, 762
	1 労働諸費	33, 209	553	33, 762
6 月	農林水産業費	552,770	9, 222	561, 992
	1 農業費	533, 886	9, 222	543, 108
7 7	苗工費	249, 782	1,619	251, 401
	1 商工費	249, 782	1,619	251, 401
8 =	上木費	2, 171, 619	△3, 684	2, 167, 935
	1 土木管理費	38, 259	3, 148	41, 407
	2 道路橋りょう費	792, 351	2, 524	794, 875
	3 都市計画費	1, 217, 429	△6, 323	1, 211, 106
	4 住宅費	123, 580	△3, 033	120, 547
9 Ì	肖防費	635, 130	3, 666	638, 796
	1 消防費	635, 130	3, 666	638, 796
10 書	教育費	1, 623, 715	1, 574	1, 625, 289
	1 教育総務費	263, 378	△65	263, 313

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小学校費	323, 423	814	324, 237
	3 中学校費	172, 280	5, 878	178, 158
	5 社会教育費	390, 820	△15, 444	375, 376
	6 保健体育費	451, 344	10, 391	461, 735
	歳 出 合 計	18, 703, 000	291, 000	18, 994, 000

第2表 債務負担行為補正 追 加

<u></u>		I
事項	期間	限度額
「みつけ市議会だより」印刷製本	令和5年度から 令和6年度まで	1,529 千円
「広報見附」印刷製本	令和5年度から 令和6年度まで	7,967 千円
スクールバス運行管理業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	5,990 千円
施設管理業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	152, 698 千円
マイクロバス運行管理委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	5,800 千円
固定資産税・都市計画税納税通知書封入 作業委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	627 千円
固定資産土地評価業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	17,776 千円
清掃センター運転管理モニタリング 支援業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	3,762 千円
指定ごみ袋等製作委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	19,419 千円
粗大ごみ収集運搬業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	8,250 千円
最終処分場運転管理業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	7,366 千円
「イベントカレンダー」印刷製本	令和5年度から 令和6年度まで	839 千円
市民交流センター定期清掃業務委託 契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,674 千円
ふるさとセンター定期清掃業務委託 契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,510 千円
公民館清掃業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	4,812 千円
中学生海外派遣事業	令和5年度から 令和6年度まで	4,380 千円
勤労者家庭支援施設指定管理施設管理 協定	令和5年度から 令和10年度まで	指定管理者と協定を締結した額
消防本部及び消防署今町出張所庁舎清 掃業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	1,749 千円
子ども・子育て支援施設整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	11,629 千円
プレイラボみつけ清掃業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,065 千円
給食センター排水処理施設維持管理委 託契約	令和5年度から 令和8年度まで	7,000 千円
見附市大平森林公園指定管理協定	令和5年度から 令和10年度まで	指定管理者と協定を締結した額

-	(6	-
---	---	---	---

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

(単位:千円)

12 分担金及び負担金 14 国庫支出金 15 県支出金 16 財産収入 18 繰入金 19 繰越金 20 諸収入	70, 218 3, 292, 724 1, 417, 422 53, 001 1, 051, 198 587, 869 201, 918	8, 397 43, 178 12, 696 2, 888 212, 148 10, 223 1, 470	78, 615 3, 335, 902 1, 430, 118 55, 889 1, 263, 346 598, 092 203, 388
15 県支出金 16 財産収入 18 繰入金 19 繰越金	1, 417, 422 53, 001 1, 051, 198 587, 869	12, 696 2, 888 212, 148 10, 223	1, 430, 118 55, 889 1, 263, 346 598, 092
16 財産収入 18 繰入金 19 繰越金	53, 001 1, 051, 198 587, 869	2, 888 212, 148 10, 223	55, 889 1, 263, 346 598, 092
18 繰入金 19 繰越金	1, 051, 198 587, 869	212, 148 10, 223	1, 263, 346 598, 092
19 繰越金	587, 869	10, 223	598, 092
20 諸収入	201, 918	1, 470	203, 388
歳入合計			

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	148, 314	△2, 223	146, 091
総務費	2, 555, 852	203, 745	2, 759, 597
民生費	7, 089, 211	68, 536	7, 157, 747
衛生費	1,842,787	7, 992	1, 850, 779
労働費	33, 209	553	33, 762
農林水産業費	552, 770	9, 222	561, 992
商工費	249, 782	1, 619	251, 401
土木費	2, 171, 619	△3, 684	2, 167, 935
消防費	635, 130	3, 666	638, 796
教育費	1, 623, 715	1,574	1, 625, 289
歳 出 合 計	18, 703, 000	291, 000	18, 994, 000
	総 会 費 総 務 費 民 生 費 衛 生 費 労 働 費 農 林 水 産 業 費 商 工 費 土 木 費 消 防 費 教 育 費	議会費 148,314 総務費 2,555,852 民生費 7,089,211 衛生費 1,842,787 労働費 33,209 農林水産業費 552,770 商工費 249,782 土木費 2,171,619 消防費 635,130 教育費 1,623,715	議会費 148,314

特	補 正 額 の 定 財	財源内訳 源 その他	
特 国県支出金	地方債	そ の 他	一般財源
			$\triangle 2,223$
5, 857		8, 147	189, 741
35, 958			32, 578
862		770	6, 360
251			302
4, 300			4, 922
			1,619
			△3, 684
			3,666
			1, 574
47, 228	0	8, 917	234, 855

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金 (項) 1 負担金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
12			分担金及び負担金	70, 218	8, 397	78, 615
	1		負担金	70, 218	8, 397	78, 615
	•	2	衛生費負担金	4, 419	250	4, 669
		4	総務費負担金	0	8, 147	8, 147
14			国庫支出金	3, 292, 724	43, 178	3, 335, 902
	1		国庫負担金	1, 738, 220	22, 675	1, 760, 895
	•	1	民生費国庫負担金	1, 627, 570	22, 100	1, 649, 670
		2	衛生費国庫負担金	110, 650	575	111, 225
	2		国庫補助金	1, 545, 074	20, 503	1, 565, 577
		1	総務費国庫補助金	549, 425	11, 657	561, 082
		2	民生費国庫補助金	624, 138	8,846	632, 984
15			県支出金	1, 417, 422	12, 696	1, 430, 118
	1		県負担金	777, 377	12, 020	789, 397
		1	民生費県負担金	774, 810	11, 733	786, 543
		2	衛生費県負担金	325	287	612
	2		県補助金	449, 301	676	449, 977
		1	総務費県補助金	9, 318	251	9, 569
		2	民生費県補助金	200, 659	425	201, 084
16			財産収入	53, 001	2,888	55, 889
	2		財産売払収入	8, 103	2,888	10, 991

(単位:千円)

節			
区分	金 額	説明	
	+//		
1 保健衛生費負担金	250	1 養育医療給付費負担金	250
1 総務費負担金	8, 147	1 職員退職手当他会計負担金	8, 147
1. 处公短知弗名	22, 100	1	1 500
1 社会福祉費負担金	22, 100	1 障害者自立支援給付費国庫負担金2 障害児入所給付費等国庫負担金	1, 500 20, 600
1 保健衛生費負担金	575	1 母子保健衛生費国庫負担金	575
1 総務管理費補 助金	1, 453	1 個人番号カード交付事務費補助金	1, 453
3 地方創生臨時 交付金	10, 204	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	10, 204
1 社会福祉費補助金	200	1 障害者総合支援事業費国庫補助金	200
2 児童福祉費補助金	8, 646	1 次世代育成支援対策施設整備交付金	8, 646
1 社会福祉費負担金	11, 050	1 障害者自立支援給付費県費負担金 2 障害児入所給付費等県費負担金	750 10, 300
7 保険基盤安定 拠出金	683	1 後期高齢者医療保険基盤安定拠出金	683
1 保健衛生費負担金	287	1 養育医療給付費県費負担金	287
1 総務管理費補助金	251	1 リーディングプロジェクト事業補助金	251
2 老人福祉費補助金	425	1 高齢者障害者住宅整備補助事業補助金	425

(款) 16 財産収入 (項) 2 財産売払収入

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
		1	不動産売払収入	8,003	297	8, 300
		2	物品売払収入	100	2, 591	2, 691
18			繰入金	1, 051, 198	212, 148	1, 263, 346
	2		基金繰入金	989, 898	212, 148	1, 202, 046
		1	財政調整基金繰入金	564, 000	212, 148	776, 148
19			繰越金	587, 869	10, 223	598, 092
	1		繰越金	587, 869	10, 223	598, 092
		1	繰越金	587, 869	10, 223	598, 092
20			諸収入	201, 918	1, 470	203, 388
	4		雑入	141, 574	1, 470	143, 044
		4	雑入	141, 162	1, 470	142, 632

(単位:千円)

Ê	節			明
区分	金	額	市元	97
1 土地売払収入		297	1 土地売払収入	297
1 物品売払収入		2, 591	1 その他物品売払収入 (総務課)	2, 591
1 財政調整基金 繰入金		212, 148	1 財政調整基金繰入金	212, 148
1 繰越金		10, 223	1 前年度分	10, 223
1 総務費雑入		950	1 物件移転補償費	950
3 衛生費雑入		520	1 歩数計販売収入	520

3 歳 出 (款) 1 議会費 (項) 1 議会費

		款	· G F	補正前の額	地工館	計	補正額の	財源内訳
		砂	· 項 目	(相上) 別りつ 領	補正額	ĒΤ	特定財源	一般財源
1			議会費	148, 314	△ 2, 223	146, 091		△ 2, 223
	1		議会費	148, 314	△ 2, 223	146, 091		△ 2, 223
		1	議会費	148, 314	△ 2,223	146, 091		△ 2, 223
2			総務費	2, 555, 852	203, 745	2, 759, 597	14, 004	189, 741
	1		総務管理費	2, 219, 440	207, 522	2, 426, 962	12, 551	194, 971
		1		501, 444				193, 705
		4	財産管理費	133, 526	1, 266	134, 792		1, 266

節			
区分	金 額	説	明
A A Jul			
2 給料	△ 1, 125	1 職員給与費 職員給	\triangle 2,808 \triangle 1,125
3 職員手当等	△ 610	職員手当 職員共済組合負担金	\triangle 1, 195 \triangle 750
4 共済費	△ 488	社会保険料等 社会保険料 雇用保険料	262 237 25
		2 議員活動費 議員手当 議員期末手当	585 585 585
1 報酬	2, 515	1 特別職給与費 特別職手当	4, 550 4, 550
2 給料	14, 465		
3 職員手当等	175, 522	2 職員給与費 職員給 職員手当	193, 971 14, 465 169, 803
4 共済費	9, 190	児童手当	1,000
8 旅費	23	職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料	$10, 197$ $\triangle 1, 494$
13 使用料及び 賃借料	137	位会保険料 3 人事管理費 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料 会計年度任用職員費用弁償 4 総務一般経費 使用料 公有財産売却システム利用料 5 会計一般経費 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当 会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料	$igtriangledown 1,364 \ igtriangledown 130 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$
10 需用費	1, 022	1 庁舎管理費 光熱水費	1, 022 672

 (款)
 2
 総務費

 (項)
 1
 総務管理費

款 項 目		款 項 目 補正前の額 補正額				補正額の財源内訳		
		2		計	特定財源	一般財源		
1	10 地域活動推進費	100, 163	874	101, 037	国庫支出金 874			
1	11 市民活動推進費	95, 010	3, 530	98, 540	国庫支出金 3,530			
2	徴税費	180, 675	△ 9, 120	171, 555		△ 9, 12		
	1 税務総務費	132, 951	△ 12, 120	120, 831		△ 12, 12		
	2 賦課徴収費	47, 724	3,000	50, 724		3, 00		
3	戸籍住民基本台帳費	96, 745	3, 734	100, 479	1, 453	2, 28		
	1 戸籍住民基本台帳費	96, 745	3, 734	100, 479	国庫支出金 1,453	2, 28		

質	ī	av pri	
区分	金額		
14 工事請負費	244	電気料 ガス上下水道使用料 修繕料 施設修繕料 2 普通財産管理費 工事請負費 工作物撤去工事費	160 512 350 350 244 244 244
10 需用費	874	1 地域自治推進事業 光熱水費 電気料 ガス上下水道使用料	874 874 552 322
10 需用費	3, 530	1 市民交流センター管理費 光熱水費 電気料 ガス上下水道使用料	3, 530 3, 530 3, 400 130
1 報酬 ————————————————————————————————————	1,867	1 職員給与費 職員給	\triangle 14, 548 \triangle 7, 220
2 給料 ————————————————————————————————————	△ 7, 220	職員手当 職員共済組合負担金	\triangle 5, 187 \triangle 2, 141
3 職員手当等 ————	△ 5, 187	2 税務総務一般経費	2, 428
8 旅費	△ 1,659 79	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料 会計年度任用職員費用弁償	1, 867 164 318 306 12 79
22 償還金利子 及び割引料	3, 000	1 賦課徴収事務費 償還金 過年度分市税還付金	3, 000 3, 000 3, 000
1 報酬	1, 276	1 職員給与費 職員給	2, 157 514
2 給料	514	職員手当職員共済組合負担金	917 726
3 職員手当等	917	2 戸籍住民基本台帳費一般経費	1, 577
4 共済費	903	会計年度任用職員報酬 社会保険料等	1, 276 177
12 委託料	124	社会保険料 雇用保険料 委託料	162 15 124

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

	款 項 目		, 佰 日	補正前の額 補正額		計	補正額の財源内訳	
		15/ ¹		1111111111111111111111111111111111111	1世年	ĦI	特定財源	一般財源
	4		選挙費	27, 622	86	27, 708		86
		1	選挙管理委員会費	15, 946	86	16, 032		86
	5		統計調査費	8, 607	1, 134	9, 741		1, 134
	J	1						
		1	統計調查費	8, 607	1, 134	9, 741		1, 134
	6		監査委員費	22, 763	389	23, 152		389
		1	監査委員費	22, 763	389	23, 152		389
3			民生費	7, 089, 211	68, 536	7, 157, 747	35, 958	32, 578
	1		社会福祉費	3, 459, 277	68, 744	3, 528, 021	35, 958	32, 786
		1	社会福祉総務費	1, 619, 175	57, 823	1, 676, 998	国庫支出金 23,800 県支出金 11,050	22, 973

節			
区分	金 額	説	明
		自動釣銭機保守業務委託料	124
2 給料	121	1 職員給与費	86
3 職員手当等	75	職員給職員手当	121 75
4 共済費	△ 110	職員共済組合負担金	△ 110
	_		
2 給料	438	1 職員給与費	1, 134
3 職員手当等	475	職員給職員手当	438 475
4 共済費	221	職員共済組合負担金	221
2 給料	50	1 職員給与費 職員給	389 50
3 職員手当等	309	職員手当職員共済組合負担金	309 30
4 共済費	30	似 真然仍他日 其但亚	30
2 給料	4, 383	1 職員給与費	10, 923
3 職員手当等	4, 991	職員給職員手当	4, 383 4, 991
4 共済費	1, 749	職員共済組合負担金	1, 549
12 委託料	400	2 社会福祉総務一般経費 会計年度任用職員共済組合負担金	200 200
18 負担金補助 及び交付金	1, 500	3 国民健康保険事業特別会計繰出金 繰出金	600 600
19 扶助費	44, 200	4 補装具給付事業	3,000
27 繰出金	600	扶助費 補装具費	3, 000 3, 000
		5 障害児給付事業 扶助費 障害児通所給付費	41, 200 41, 200 41, 200
		6 福祉タクシー利用料金等助成事業 補助金 人工透析福祉デマンドタクシー補助金	1,500 1,500 1,500
		7 その他障害者福祉事業 委託料	400 400

2款 総務費 3款 民生費

 (款)
 3
 民生費

 (項)
 1
 社会福祉費

款 項 目		→ T百 日	補正前の額補正額		1	補正額の財源内訳	
	/13/	. — Д — П	加工的ツ海	佃业积	ĦΙ	特定財源	一般財源
	2	老人福祉費	1, 440, 463	3, 450	1, 443, 913	県支出金 1,108	2, 34
	4	国民年金事務費	18, 333	7, 471	25, 804		7, 4
2	1	児童福祉費 児童福祉総務費	3, 359, 236 332, 995	678 1, 692	3, 359, 914 334, 687		6
	2	児童措置費	2, 226, 708	△ 1,531	2, 225, 177		△ 1,5
	4	児童手当費	551, 466	265	551, 731		2

節		-74	HP.
区分	金額	説	明
		障害福祉サービスシステム改修委託料	400
19 扶助費	850	1 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業 扶助費	850 850
27 繰出金	2, 600	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業費	850
		2 介護保険事業特別会計繰出金 繰出金	1, 500 1, 500
		3 後期高齢者医療特別会計繰出金 繰出金	1, 100 1, 100
1 報酬	1, 514	1 職員給与費 職員給	5, 483 3, 323
2 給料	3, 323	職員手当職員共済組合負担金	1, 202 958
3 職員手当等	1, 380		
4 共済費	1, 194	2 国民年金事務一般経費 会計年度任用職員報酬	1, 988 1, 514
8 旅費	60	会計年度任用職員手当 会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等	178 77 159
		社会保険料 雇用保険料 会計年度任用職員費用弁償	142 17 60
1 報酬	2, 175	1 職員給与費	△ 1,086
2 給料		職員給職員手当	\triangle 2, 595
	△ 2, 595	職員共済組合負担金	1, 884 △ 375
3 職員手当等	2, 075	2 子育て支援事業	2,778
4 共済費	△ 42	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当	2, 175 191
8 旅費	79	会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等	63 270
		社会保険料 雇用保険料	235 19
		労災保険料 会計年度任用職員費用弁償	16 79
2 給料	△ 912	1 職員給与費	△ 1,531
3 職員手当等	△ 113	職員給職員手当	△ 912 △ 113
4 共済費	△ 506	職員共済組合負担金	△ 506
2 給料	94	1 職員給与費	265
3 職員手当等	143	職員給 職員手当	94 143

3款 民生費

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

款 項 目		· 佰 日	補正前の額補正額		計	補正額の財源内訳		
_		办	, ф p	1冊11111111111111111111111111111111111	11111111111111111111111111111111111111	ΠI.	特定財源	一般財源
		5	児童扶養手当費	119, 888	252	120, 140		25
ŀ	3		生活保護費	270, 698	△ 886	269, 812		△ 88
		1	生活保護総務費	48, 056	△ 886	47, 170		△ 88
4			衛生費	1, 842, 787	7, 992	1, 850, 779	1, 632	6, 36
	1		保健衛生費	1, 195, 278	9, 741	1, 205, 019	1, 632	8, 10
		1	保健衛生総務費	494, 799	△ 7,280	487, 519		△ 7, 28
	_	2	保健事業費	156, 338	520	156, 858	その他 520	
		4	母子衛生費	183, 211	14, 601	197, 812	国庫支出金 575 県支出金 287 その他 250	13, 48
	_	6	斎場費	26, 246	1, 900	28, 146		1, 90
\mid	2		清掃費	647, 509	△ 1,749	645, 760		△ 1,74
		1	清掃総務費	97, 991	△ 924	97, 067		△ 92

節		=w	нп
区分	金額	説	明
4 共済費	28	職員共済組合負担金	28
2 給料	104	1 職員給与費 職員給	252 104
3 職員手当等	108	職員手当職員共済組合負担金	104 108 40
4 共済費	40	(N) (大) (N) (N) (N) (N) (N) (N) (N) (N) (N) (N	10
2 給料	△ 592	1 職員給与費	△ 886
4 共済費	△ 294	職員給職員共済組合負担金	△ 592△ 294
2 給料	△ 4,054	1 職員給与費	△ 7, 280
3 職員手当等	△ 1,666	職員給 職員手当 職員共済組合負担金	
4 共済費	△ 1,560	城貝共併租宣 貝担金	△ 1,500
10 需用費	520	1 健幸ポイント制度事業 消耗品費	520 520
12 委託料	201	1 子どもの医療費助成事業 委託料	13, 200 200
19 扶助費	14, 400	医療費審查委託料 扶助費 医療給付費 2 養育医療給付事業 委託料 医療費審查委託料	200 200 13,000 13,000 1,401 1
		法助費 未熟児養育医療給付費	1, 400 1, 400
10 需用費	1,900	1 斎場費 光熱水費 ガス上下水道使用料	1,900 1,900 1,900
2 給料	△ 646	1 職員給与費	△ 924
3 職員手当等	34	職員給職員手当	
4 共済費	△ 312	職員共済組合負担金	△ 312

3款 民生費 4款 衛生費

(款)4衛生費(項)2清掃費

		款	(項 目	補正前の額	地工館	計	補正額の	 財源内訳
		办	(項 目	(相上削り)領	補正額	ŧΤ	特定財源	一般財源
		2	ごみ処理費	515, 293	△ 825	514, 468		△ 825
5			労働費	33, 209	553	33, 762	251	302
	1		労働諸費	33, 209	553	33, 762	251	302
		1	労働諸費	13, 547	553	14, 100	県支出金 251	302
6			農林水産業費	552, 770	9, 222	561, 992	4, 300	4, 922
	1		農業費	533, 886	9, 222	543, 108	4, 300	4, 922
		1	農業委員会費	32, 243	639	32, 882		639
		2	農業総務費	66, 271	3, 216	69, 487		3, 216
		3	農業振興費	99, 284	4, 300	103, 584	国庫支出金 4,300	
		4	農地費	336, 088	1,067	337, 155		1, 067
7			商工費	249, 782	1,619	251, 401		1, 619
	1		商工費	249, 782	1, 619	251, 401		1, 619
		1	商工総務費	69, 410	1,619	71, 029		1, 619

(一般会計)

			(単位:十円)
節			
区分	金 額	ρc 91	
2 給料	△ 404	1 職員給与費 職員給	$\begin{array}{c} \triangle \ 825 \\ \triangle \ 404 \end{array}$
3 職員手当等	△ 200	職員手当 職員共済組合負担金	\triangle 200 \triangle 221
4 共済費	△ 221	似只为仍和口 只让亚	
12 委託料	553	1 子育てしやすい職場づくり支援事業 委託料 テレワーク推進支援事業委託料	553 553 553
2 給料	179	1 職員給与費 職員給	639 179
3 職員手当等	353	職員手当 職員共済組合負担金	353 107
4 共済費	107		
2 給料	1, 329	1 職員給与費 職員給	2, 724 1, 329
3 職員手当等	790	職員手当職員共済組合負担金	790 605
4 共済費	605	2 農業総務一般経費	492
18 負担金補助 及び交付金	492	負担金 新潟県広域被害防止協議会負担金	492 492
10 需用費	300	1 生産組織等育成事業	4, 300
18 負担金補助 及び交付金	4, 000	消耗品費 補助金 収入保険加入促進事業補助金	300 4, 000 4, 000
2 給料	391	1 職員給与費	1, 067
3 職員手当等	519	職員給職員手当	391 519
4 共済費	157	職員共済組合負担金	157
2 給料	△ 886	1 職員給与費	1,619
3 職員手当等	2, 098	職員給 職員手当 職員共済組合負担金	△ 886 2, 098 407
4 共済費	407		

4款 衛生費 5款 労働費 6款 農林水産業費 7款 商工費

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

	±:/-	· 75 D	地工芸の棚	公	⇒I.	補正額の	財源内訳
	款	て 項 目	補正前の額	補正額	計·	特定財源	一般財源
		土木費	2, 171, 619	△ 3,684	2, 167, 935		△ 3,684
1		土木管理費	38, 259	3, 148	41, 407		3, 148
	1	土木総務費	38, 259	3, 148	41, 407		3, 148
2		道路橋りよう費	792, 351	2, 524	794, 875		2, 52
	1	道路橋りょう総務費	27, 143	△ 422	26, 721		△ 42
	2	道路維持費	238, 884	3, 137	242, 021		3, 13
	4	地方道事業費	138, 323	△ 191	138, 132		△ 19
3		都市計画費	1, 217, 429	△ 6, 323	1, 211, 106		△ 6, 323
	1	都市計画総務費	213, 109	215	213, 324		218
	2	街路事業費	7, 664	△ 256	7, 408		△ 256
	4	公園管理費	134, 889	△ 1,787	133, 102		△ 1,78

(一般会計)

節		=W HD	
区分	金額	説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1 報酬	1, 642	1 職員給与費	358
2 給料	233	職員給職員手当	233 70
3 職員手当等	293	職員共済組合負担金	55
4 共済費	906	2 土木総務一般経費 会計年度任用職員報酬	2, 790 1, 642
8 旅費	74	会計年度任用職員手当 会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料 会計年度任用職員費用弁償	223 210 641 610 31 74
2 給料	△ 25	1 職員給与費	<u> </u>
3 職員手当等	△ 377	職員給 職員手当	\triangle 25 \triangle 377
4 共済費	△ 20	職員共済組合負担金	△ 20
2 給料	1, 389	1 職員給与費	3, 137
3 職員手当等	1, 017	職員給 職員手当 職員共済組合負担金	1, 389 1, 017 731
4 共済費	731	10000000000000000000000000000000000000	701
2 給料	401	1 職員給与費 職員給	\triangle 191 401
3 職員手当等	△ 636	職員手当職員共済組合負担金	$\triangle \begin{array}{c} 401 \\ 636 \\ 44 \end{array}$
4 共済費	44	似只不仍似口只 是亚	
2 給料	139	1 職員給与費 職員給	215 139
3 職員手当等	83	職員手当職員共済組合負担金	83 △ 7
4 共済費	△ 7		<u> </u>
2 給料	42	1 職員給与費 職員給	\triangle 256 42
3 職員手当等	△ 268	職員手当職員共済組合負担金	$\begin{array}{c} 268 \\ \triangle 30 \end{array}$
4 共済費	△ 30		
2 給料	△ 1,019	1 職員給与費 職員給	\triangle 1, 787 \triangle 1, 019
3 職員手当等	△ 401	職員手当	△ 401

8款 土木費

 (款)
 8
 土木費

 (項)
 3
 都市計画費

		款	、 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳
		办	· 切 口	州北別の後	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	百1	特定財源	一般財源
		5	公園建設費	14, 270	△ 4, 495	9, 775		△ 4, 495
	4		住宅費	123, 580	△ 3,033	120, 547		△ 3,033
		2	住宅管理費	63, 529	△ 3,033	60, 496		△ 3, 033
9			消防費	635, 130	3, 666	638, 796		3, 666
	1		消防費	635, 130	3, 666	638, 796		3, 666
		1	常備消防費	490, 174	3, 666	493, 840		3, 666
10			教育費	1, 623, 715	1, 574	1, 625, 289		1, 574
	1		教育総務費	263, 378	△ 65	263, 313		△ 65
		2	事務局費	120, 104	△ 675	119, 429		△ 675
		3	教育指導費	130, 669	610	131, 279		610
	2		小学校費	323, 423	814	324, 237		814
		1	学校管理費	242, 929	466	243, 395		466

(一般会計)

(単位:千円)

			(単位:十円)
節		説	明
区 分	金 額	IVL	-71
4 共済費	△ 367	職員共済組合負担金	△ 367
2 給料	△ 2,681	1 職員給与費 職員給	△ 4, 495 △ 2, 681
3 職員手当等	△ 1, 156	職員手当職員共済組合負担金	\triangle 1, 156 \triangle 658
4 共済費	△ 658		
2 給料	△ 1,390	1 職員給与費 職員給	
3 職員手当等	△ 1,096	職員手当 職員共済組合負担金	△ 1, 096 △ 547
4 共済費	△ 547		
1 報酬	10	1 職員給与費 職員給	3, 656 774
2 給料	774	職員和 職員手当 職員共済組合負担金	1, 981 901
3 職員手当等	1, 981	2 消防総務事業	10
4 共済費	901	会計年度任用職員報酬	10
0.4040	A 165	1 聯星外上車	A 675
2 給料	△ 165 △ 338	1 職員給与費 職員給 離日 五半	
3 職員手当等 4 共済費	△ 338 △ 172	職員手当 職員共済組合負担金 社会保険料等	$\begin{array}{c} \triangle \ 338 \\ \triangle \ 433 \\ 261 \end{array}$
4 六併复	△ 172	社会保険料雇用保険料	237 24
4 共済費	610	1 教育指導経費 会計年度任用職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料	610 239 371 371
2 給料	32	1 職員給与費	△ 94
3 職員手当等	△ 123	職員給 職員手当	$\begin{array}{c} 32 \\ \triangle 123 \end{array}$
4 共済費	△ 3	職員共済組合負担金	△ 3

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

	±://	· 店 日	地工並の 類	地工施	計 -	補正額の財源内訳		
	耖	項 目	補正前の額	補正額	ĒΤ	特定財源	一般財源	
-	2	教育振興費	80, 494	348	80, 842		3	
3		中学校費	172, 280	5, 878	178, 158		5, 8	
•	2	教育振興費	59, 714	5, 878	65, 592		5, 8	
5		社会教育費	390, 820	△ 15, 444	375, 376		△ 15, 4	
	1	社会教育総務費	34, 152	△ 7,387	26, 765		△ 7, 3	
-	2	公民館費	137, 715	△ 8,057	129, 658		△ 8,0	
6		保健体育費	451, 344	10, 391	461, 735		10, 3	
•	1	保健体育総務費	24, 388	5, 035	29, 423		5, 0	
-								
	3	学校給食費	102, 516	82	102, 598			

(一般会計)

質	<u> </u>		
区分	金額	説	明
10 需用費 17 備品購入費	200 360	2 小学校施設管理費 消耗品費 備品費 備品	560 200 360 360
10 需用費	348	1 小学校教育用コンピュータ設置事業 修繕料 備品修繕料	348 348 348
10 需用費	477	1 中学校教育用コンピュータ設置事業 修繕料	477 477
12 委託料	2, 880	備品修繕料	477
18 負担金補助 及び交付金	2, 521	2 中学校教育振興事業 委託料 生徒通学用バス委託料 補助金 中学校体育対外試合生徒輸送費補助金 中学校音楽コンクール生徒輸送費補助金	5, 401 2, 880 2, 880 2, 521 1, 733 788
2 給料	△ 4,737	1 職員給与費 職員給	
3 職員手当等	△ 1,534	職員手当	△ 1,534
4 共済費	△ 1,116	職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料	\triangle 1, 377 261 237 24
2 給料	△ 4, 280	1 職員給与費	△ 8,057
3 職員手当等	△ 2,379	職員給職員手当	
4 共済費	△ 1,398	職員共済組合負担金	△ 1,398
2 給料	2, 440	1 職員給与費	5, 035
3 職員手当等	1, 706	職員給職員手当	2, 440 1, 706
4 共済費	889	職員共済組合負担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料	634 255 231 24
4 共済費	82	1 学校給食費 社会保険料等 社会保険料	82 82 82

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費

款 項 目	補正前の額補正額		計	補正額の財源内訳		
办 均 日			甲	特定財源	一般財源	
4 給食センター運営費	229, 586	5, 274	234, 860		5, 274	

(単位:千円)

節	ĵ	説	明
区 分	金 額	D.7L	91
2 給料	2, 541	1 職員給与費 職員給	5, 274 2, 541
3 職員手当等	1, 822	職員和 職員手当 職員共済組合負担金	2, 341 1, 822 1, 145
4 共済費	911	城員共有組合員担金 社会保険料等 社会保険料 雇用保険料	

1. 特別職

					給	与	費						
Σ	区 分	職員数	報 酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	調整手当	寒冷地手当	その他の 手 当	計	共済費	合 計	備	考
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補	長等	3		24,225	(3.40) 7,880		229	4,331	36,665	6,599	43,264		
正	議員	17	60,948		(3.40) 19,860				80,808	18,857	99,665		
— — — 後	その他の特別職	978	53,634						53,634		53,634		
妆	計	998	114,582	24,225	27,740		229	4,331	171,107	25,456	196,563		
補	長等	3		24,225	(3.30) 7,661		229		32,115	6,599	38,714		
正	議員	17	60,948		(3.30) 19,275				80,223	18,857	99,080		
	その他の特別職	978	53,634						53,634		53,634		
前	計	998	114,582	24,225	26,936		229		165,972	25,456	191,428		
	長等				(0.10) 219			4,331	4,550		4,550		
比	議員				(0.10) 585				585		585		
較	その他の特別職												
	計				804			4,331	5,135		5,135		

2. 一般職

(1)総 括

区分	職員数		給 4	 費		共済費	合 計	備考
	椒貝奴	報酬	給 料	職員手当	計	六月月)/# /5
	(2.21) 人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(361)							
伸止仮	300	465,771	1,138,112	909,096	2,512,979	461,632	2,974,611	
#± T ±÷	(354)							
補正前	302	454,772	1,137,461	734,624	2,326,857	451,437	2,778,294	
II. dala	(7)							
比較	$\triangle 2$	10,999	651	174,472	186,122	10,195	196,317	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

	区分	扶 養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外 勤 務	休日勤務	夜間勤務	単身赴任 災害派遣
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正	§ 33,033	0	18,990	4,720	130,221	17,128	5,300	0
	補正前	íj 31,872	0	17,947	4,720	122,556	17,128	5,300	0
職員手当	比 輔	文 1,161	0	1,043	0	7,665	0	0	0
の内訳	区分	期末	勤勉	寒冷地	通 勤	管理職	初任給 調 整	管理職員 特別勤務	退 職
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正	全 295,524	199,686	18,574	11,497	23,049	0	1,023	150,351
	補正前	fj 293,902	190,198	18,268	11,137	20,573	0	1,023	0
	比 輔	文 1,622	9,488	306	360	2,476	0	0	150,351

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給 4	 費		共済費	合 計	備考
	- 1000	報酬	給 料	職員手当	計	六仴貝)#i /5
+ 二%	(9)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	300	0	1,138,112	860,501	1,998,613	380,448	2,379,061	
補正前	(11) 302	0	1,137,461	686,790	1,824,251	373,711	2,197,962	
比較	(△2)							
11 収	$\triangle 2$	0	651	173,711	174,362	6,737	181,099	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

	区分	扶 養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外 勤 務	休日勤務	夜間勤務	単身赴任 災害派遣
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	33,033	0	18,990	4,720	130,221	17,128	5,300	0
	補 正 前	31,872	0	17,947	4,720	122,556	17,128	5,300	0
職員手当	比 較	1,161	0	1,043	0	7,665	0	0	0
の内訳	区分	期末	勤勉	寒冷地	通 勤	管理職	初任給 調 整	管理職員 特別勤務	退 職
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	246,929	199,686	18,574	11,497	23,049	0	1,023	150,351
	補 正 前	246,068	190,198	18,268	11,137	20,573	0	1,023	0
	比 較	861	9,488	306	360	2,476	0	0	150,351

イ. 会計年度任用職員

区分	職員数		給 4	5 費		共済費	合 計	備 考
	- 1000	報酬	給 料	職員手当	計	六仍复)/#I
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
14-T-W	(352)							
補正後	0	465,771	0	48,595	514,366	81,184	595,550	
14	(343)							
補正前	0	454,772	0	47,834	502,606	77,726	580,332	
11. +14	(9)							
比 較	0	10,999	0	761	11,760	3,458	15,218	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

		区分	ř	期末
一				千円
職員手当 の内訳	補	正	後	48,595
	補	正	前	47,834
	比		較	761

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事品	由別内訳	説	明	備	考	
	千円	給与改定 に伴う増加 分	千円 8,422		千円 8,422	給与改定の状況 給料の改定率 給料の改定実施時期		0.74%
給料	651	その他の増減分	△ 7,771	新陳代謝、グスの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の		令和5年4月1日 職員数の状況 ・採用状況 補正後人数 補正前積算人数	17人 21人	(うち再任用3) (うち再任用5)
		給与改定 に伴う増加 分	9,741		9,741	勤勉手当の増		(正職員 0.1月の増) (再任用0.05月の増)
職員手当	174,472	その他の増減分	164,731	退職手当増	150,351	退職者の増 補正後積算人数 補正前積算人数	9人 0人	
					14,380			

(3)給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当り給与

区	分	一般行政職	技能労務職	消防職
		円	円	円
	平均給料月額	295,856	305,440	306,993
令和5年10月1日現在	平均給与月額	350,699	318,118	400,812
	平均年齢	42歳10月	57歳2月	41歳7月
	平均給料月額	309,569	307,650	308,691
令和5年1月1日現在	平均給与月額	363,436	318,651	400,777
	平均年齢	43歳1月	57歳2月	41歳4月

イ. 初任給

区	分	一般行政職	技能労務職	消防職	国 の 制 度 一般行政職
		円	円	円	円
給与改定後	高校卒	166,600	159,500	166,600	166,600
和子以足後	大学卒	196,200		196,200	196,200
給与改定前	高校卒	154,600	147,700	154,600	154,600
一一一一一一	大学卒	185,200		185,200	185,200

ウ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別 6 月	支給率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補 正 後	(1.15月分) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	
補正前	(1.15月分) 2.20月分	(1.15月分) 2.20月分	(2.30月分) 4.40月分	有	
国の制度	(1.15月分) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	

※ ()内は再任用職員の支給期別支給率

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書

		前年度	末までの	当該年度」	以降の		左の財	源内訳	
事項	限度	支出(月	見込)額	支出予定額	質	特	定財	源	一般
ず 次	額	期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	財源
「みつけ市議会だより」印刷製本	千円 1,529		千円	2年 (令和5 ~6年度)	千円 1,529	千円	千円	千円	千円 1,529
「広報見附」印刷製本	7, 967			2年 (令和5 ~6年度)	7, 967				7, 967
スクールバス運行 管理業務委託契約	5, 990			2年 (令和5 ~6年度)	5, 990				5, 990
施設管理業務委託契約	152, 698			4年 (令和5 ~8年度)	152, 698				152, 698
マイクロバス運行管理委託契約	5, 800			2年 (令和5 ~6年度)	5, 800				5, 800
固定資産税・都市 計画税納税通知書 封入作業委託契約	627			2年 (令和5 ~6年度)	627				627
固定資産土地評価業務委託契約	17, 776			4年 (令和5 ~8年度)	17, 776				17, 776
清掃センター運転管 理モニタリング支援 業務委託契約	3, 762			2年 (令和5 ~6年度)	3, 762				3, 762
指定ごみ袋等製作 委託契約	19, 419			2年 (令和5 ~6年度)	19, 419				19, 419
粗大ごみ収集運搬 業務委託契約	8, 250			2年 (令和5 ~6年度)	8, 250				8, 250
最終処分場運転管 理業務委託契約	7, 366			2年 (令和5 ~6年度)	7, 366				7, 366
「イベントカレン ダー」印刷製本	839			2年 (令和5 ~6年度)	839				839

		前年	F度末	ミまでの	当該年度以	人降の		左の財	源内訳	
事項	阳安姑	支出	出(見	見込)額	支出予定額	頁	特	定財	源	ŔП
事項	限度額	期	間	金額	期間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	一般 財源
市民交流センタ 一定期清掃業務 委託契約	千円 1,674			千円	2年 (令和5 ~6年度)	千円 1,674	千円	千円	千円	千円 1,674
公民館清掃業務 委託契約	4, 812				2年 (令和5 ~6年度)	4, 812				4, 812
ふるさとセンタ 一定期清掃業務 委託契約	1, 510				2年 (令和5 ~6年度)	1, 510				1, 510
中学生海外派遣事業	4, 380				2年 (令和5 ~6年度)	4, 380				4, 380
勤労者家庭支援 施設指定管理施 設管理協定	指定管理者 と協定を締 結した額				6年 (令和5 ~10年度)	101,000				101,000
消防本部及び消防 署今町出張所庁舎 清掃業務委託契約	1, 749				4年 (令和5 ~8年度)	1,749				1, 749
子ども・子育て支援施設整備事業	11, 629				2年 (令和5 ~6年度)	11, 629	7, 752			3, 877
プレイラボみ つけ清掃業務 委託契約	1, 065				2年 (令和5 ~6年度)	1, 065	710			355
給食センター排 水処理施設維持 管理委託契約	7, 000				4年 (令和5 ~8年度)	7,000				7,000
見附市大平森 林公園指定管 理協定	指定管理者 と協定を締 結した額				6年 (令和5 ~10年度)	59, 000				59, 000

議第86号

令和5年度 見附市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度見附市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,200千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,493,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 🗵	軍支出金	100	40	140
	1 国庫補助金	100	40	140
4 県	支出金	2, 610, 754	3, 307	2, 614, 061
	1 県補助金	2, 610, 744	3, 307	2, 614, 051
6 終	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	328, 001	600	328, 601
	1 一般会計繰入金	328, 000	600	328, 600
7 彩	· · · · ·	5,000	13, 253	18, 253
	1 繰越金	5,000	13, 253	18, 253
	歳 入 合 計	3, 476, 000	17, 200	3, 493, 200

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 糸	総務費	79, 790	3, 907	83, 697
	1 総務管理費	74, 319	3, 907	78, 226
3 🗄	国民健康保険事業費納付金	767, 816	79	767, 895
	1 医療給付費分	503, 513	79	503, 592
6 請	省 支出金	5, 230	13, 214	18, 444
	1 償還金及び還付加算金	5, 230	13, 214	18, 444
	歳 出 合 計	3, 476, 000	17, 200	3, 493, 200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	100	40	140
4 県支出金	2, 610, 754	3, 307	2, 614, 061
6 繰入金	328, 001	600	328, 601
7 繰越金	5,000	13, 253	18, 253
歳 入 合 計	3, 476, 000	17, 200	3, 493, 200

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	79, 790	3, 907	83, 697
3 国民健康保険事業費納付金	767, 816	79	767, 895
6 諸支出金	5, 230	13, 214	18, 444
歳 出 合 計	3, 476, 000	17, 200	3, 493, 200

Acto	補 正 額 の 定 財	財源内訳 源 その他	
特 国県支出金	定 財 財		一般財源
四水入田並	75 /3 IR	C *> [E	
3, 307		600	0
			70
			79
			13, 214
3, 307	0	600	13, 293
-, - • •		, , ,	

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

			款項目	補正前の額	補正額	計
3			国庫支出金	100	40	140
	1		国庫補助金	100	40	140
		3	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0	40	40
4			県支出金	2, 610, 754	3, 307	2, 614, 061
	1		県補助金	2, 610, 744	3, 307	2, 614, 051
		1	保険給付費等交付金	2, 610, 744	3, 307	2, 614, 051
6			繰入金	328, 001	600	328, 601
	1		一般会計繰入金	328, 000	600	328, 600
		1	一般会計繰入金	328, 000	600	328, 600
7			繰越金	5,000	13, 253	18, 253
	1		繰越金	5, 000	13, 253	18, 253
		1	繰越金	5,000	13, 253	18, 253

(単位:千円)

É	節		説	明
区分	金	額	g.兀	1 77
1 健康保険組合 等出産育児一 時金臨時補助 金		40	1 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	40
2 特別交付金		3, 307	1 特別調整交付金分	3, 307
3 職員給与費等 繰入金		600	1 職員給与費等繰入金	600
1 繰越金		13, 253	1 前年度繰越金	13, 253

3 歳 出 (款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

		±:/.	· 15 -	は工士の姫	**	⇒1.	補正額の	財源内訳
		耖	項 目 項	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
1			総務費	79, 790	3, 907	83, 697	3, 907	
	1		総務管理費	74, 319	3, 907	78, 226	3, 907	
		1	一般管理費	74, 319	3, 907	78, 226	県支出金 3,307 その他 600	
3			国民健康保険事業費納 付金	767, 816	79	767, 895		79
	1		医療給付費分	503, 513	79	503, 592		79
		2	退職被保険者等医療給 付費分		79	79		79
6			諸支出金	5, 230	13, 214	18, 444		13, 214
	1		償還金及び還付加算金	5, 230	13, 214	18, 444		13, 214
		5	保険給付費等交付金償還金	10	13, 214	13, 224		13, 214

質	ົ້າ	説	明
区 分	金 額	· 成九	97
2 給料	600	1 職員給与費	600
12 委託料	3, 307	職員給 2 総務管理一般経費 委託料 基幹系国保システム改修委託料	600 3, 307 3, 307 3, 307
18 負担金補助 及び交付金	79	1 退職被保険者等医療給付費分 負担金 退職被保険者等医療給付費分(過年度精算分)	79 79 79
22 償還金利子 及び割引料	13, 214	1 保険給付費等交付金償還金 償還金 保険給付費等交付金償還金	13, 214 13, 214 13, 214

1. 一般職

(1)総 括

区分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備考	
	帆貝奴	報酬	給 料	職員手当	計	六仍貝		/用 <i>^</i> ラ
	(10) 人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(10)							
1 1 1 2	7	17,015	27,000	16,341	60,356	11,681	72,037	
44.7 44.	(10)							
補正前	7	17,015	26,400	16,341	59,756	11,681	71,437	
طنت مارا	(0)							
比 較	0	0	600	0	600	0	600	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考	
	椒貝奴	報酬	給 料	職員手当	計	六仴貝		TURE TO
	(0) 人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(0)							
	7		27,000	14,480	41,480	8,670	50,150	
44.744	(0)							
補正前	7		26,400	14,480	40,880	8,670	49,550	
사료 시시	(0)							
比較	0	0	600	0	600	0	600	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

イ. 会計年度任用職員

区分		職員数		給	身 費		共済費	合 計	備 考
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	報酬	給 料	職員手当	計	六仍复		加 与
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-44	- 181	(10)							
補正	二俊	0	17,015		1,861	18,876	3,011	21,887	
-44	- >4	(10)							
補正	二則	0	17,015		1,861	18,876	3,011	21,887	
LIA	ماداد	0							
比	較	0	0	0	0	0	0	0	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

X	分	増減額	増減事品	由別内訳	説	明	備 考
4A VO		千円	給与改定 に伴う増加 分	千円 600	職員給増分	千円 600	給与改定の状況 給料の改定率 0.74% 給料改定実施時期 令和5年4月1日(遡って実施)
給	料	600	その他の増減分	0	欠員補充に	係る増分 0	職員数の状況 ・人事異動 補正後人数 補正前積算人数

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区	分	一般行政職
	平均給料月額	円 319,943
令和5年10月1日現在	平均給与月額	369,808
	平均年齢	42歳4月
	平均給料月額	310,639
令和5年1月1日現在	平均給与月額	345,069
	平均年齢	41歳3月

イ 初任給

区	分	一般行政職	国 の 制 度 一般行政職
		円	円
給与改定後	高校卒	166,600	166,600
和子以足後	大学卒	196,200	196,200
給与改定前	高校卒	154,600	154,600
和子以足則	大学卒	185,200	185,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別 6 月	支給率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	(1.15月) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	
補正前	(1.15月分) 2.20月分	(1.15月分) 2.20月分	(2.300月分) 4.40月分	有	
国の制度	(1.15月) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	

※ ()内は再任用職員の支給期別支給率

議第87号

令和5年度 見附市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和5年度見附市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 終	· 操入金	132,000	1, 100	133, 100
	1 一般会計繰入金	132,000	1, 100	133, 100
	歳 入 合 計	481, 200	1, 100	482, 300

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	≅† -
1 糸	総務費	12,007	100	12, 107
	1 総務管理費	8, 895	100	8, 995
2 仓	发期高齢者医療広域連合納付金	467, 909	1,000	468, 909
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	467, 909	1,000	468, 909
	歳 出 合 計	481, 200	1, 100	482, 300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金	132, 000	1, 10	0 133, 100
歳 入 合 計	481, 200	1, 10	0 482, 300

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	12, 007	100	12, 107
2 後期高齢者医療広域連合納付金	467, 909	1,000	468, 909
歳 出 合 計	481, 200	1, 100	482, 300

	補 正 額 の	財源内訳	
特 国県支出金	定 財 財	財源内訳 源 その他	一般財源
		100	0
		1,000	0
0	0	1, 100	0

2 歳 入

(款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
3			繰入金	132, 000	1, 100	133, 100
	1		一般会計繰入金	132, 000	1, 100	133, 100
		1	事務費繰入金	12, 007	100	12, 107
		2	保険基盤安定繰入金	119, 993	1,000	120, 993

(単位:千円)

Î	節	説	明
区 分	金 額	D/L	97
1 事務費繰入金	100	1 事務費繰入金	100
1 保険基盤安定 繰入金	1,000	1 保険基盤安定繰入金	1, 000

3 歳 出 (款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

	款 項 目		壮工共の姫 壮工姫		計	補正額の財源内訳		
		砂	、	補正前の額	補正額	ĦΠ	特定財源	一般財源
1			総務費	12, 007	100	12, 107	100	
	1		総務管理費	8, 895	100	8, 995	100	
		1	一般管理費	8, 895	100	8, 995	その他 100	
2			後期高齢者医療広域連 合納付金	467, 909	1,000	468, 909	1,000	
	1		後期高齢者医療広域連 合納付金	467, 909	1,000	468, 909	1,000	
		1	後期高齢者医療広域連 合納付金	467, 909	1,000	468, 909	その他 1,000	

節		説	明	
区 分	金 額	成儿	97	
4 共済費	100	1 職員給与費 職員共済組合負担金		100 100
18 負担金補助 及び交付金	1,000	1 後期高齢者医療広域連合納付金 負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	1	1,000 1,000 ,000

1. 一般職

(1)総 括

区分	分 職員数 給 与 費		共済費	合 計	備考			
		報酬	給 料	職員手当	計	六仍貝		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
地工物	(0)							
補正後	1	0	3,450	1,960	5,410	1,060	6,470	
44	(0)							
補正前	1	0	3,450	1,960	5,410	960	6,370	
LL, dele	(0)							
比較	0	0	0	0	0	100	100	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給	チ 費		共済費	合 計	備考
		報酬	給 料	職員手当	計	六月月		7VH 75
	(0) 人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(0)		0.450	1 000	F 410	1 000	0.450	
1111 112 102	1		3,450	1,960	5,410	1,060	6,470	
補正前	(0)							
佣止則	1		3,450	1,960	5,410	960	6,370	
12 款	(0)							
比 較	0	0	0	0	0	100	100	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

(2)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当り給与

区	分	一般行政職
	平均給料月額	円 277,900
令和5年10月1日現在	平均給与月額	320,403
	平均年齢	38歳2月
	平均給料月額	277,900
令和5年1月1日現在	平均給与月額	310,997
	平均年齢	37歳5月

イ 初任給

区分		一般行政職	国 の 制 度 一般行政職
		円	円
給与改定後	高校卒	166,600	166,600
和子以足及	大学卒	196,200	196,200
給与改定前	高校卒	154,600	154,600
	大学卒	185,200	185,200

ウ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別 6 月	支給率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	(1.15月) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	
補正前	(1.15月分) 2.20月分	(1.15月分) 2.20月分	(2.300月分) 4.40月分	有	
国の制度	(1.15月) 2.20月分	(1.20月分) 2.30月分	(2.35月分) 4.50月分	有	

※ ()内は再任用職員の支給期別支給率

議第88号

令和5年度 見附市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度見附市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,000千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,679,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 🗉	国庫支出金	1, 077, 151	1, 200	1, 078, 351
	2 国庫補助金	331, 312	1, 200	332, 512
7 終	操入金	750,000	1,500	751, 500
	1 一般会計繰入金	695, 000	1,500	696, 500
8 終	操越金	9,746	99, 300	109, 046
	1 繰越金	9, 746	99, 300	109, 046
	歳 入 合 計	4, 577, 000	102,000	4, 679, 000

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	#
1 糸	念務費	92, 799	2,700	95, 499
	1 総務管理費	67, 859	2, 700	70, 559
5 訪	省 支出金	10, 627	99, 300	109, 927
	1 償還金及び還付加算金	10, 627	99, 300	109, 927
	歳 出 合 計	4, 577, 000	102, 000	4, 679, 000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	1, 077, 151	1, 200	1, 078, 351
7 繰入金	750, 000	1, 500	751, 500
8 繰越金	9,746	99, 300	109, 046
歳 入 合 計	4, 577, 000	102, 000	4, 679, 000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	92, 799	2, 700	95, 499
5 諸支出金	10, 627	99, 300	109, 927
歳 出 合 計	4, 577, 000	102,000	4, 679, 000

Add	補 正 額 の 財	財源内訳	
特 国県支出金	定 財 方 債	財源内訳 源 その他	一般財源
1,200		1, 500	0
			99, 300
1, 200	0	1, 500	99, 300

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
3			国庫支出金	1, 077, 151	1, 200	1, 078, 351
	2		国庫補助金	331, 312	1, 200	332, 512
		6	介護保険事業費補助金	55	1, 200	1, 255
7			繰入金	750, 000	1,500	751, 500
	1		一般会計繰入金	695, 000	1,500	696, 500
		5	その他一般会計繰入金	92, 644	1, 500	94, 144
8			繰越金	9, 746	99, 300	109, 046
	1		繰越金	9, 746	99, 300	109, 046
		1	繰越金	9, 746	99, 300	109, 046

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額	n/L	<i>i</i> 71
1 介護保険事業 費補助金	1, 200	1 介護保険事業費補助金	1, 200
1 職員給与費等 繰入金	1,500	1 職員給与費等繰入金	1, 500
1 繰越金	99, 300	1 繰越金	99, 300

3 歳 出 (款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

	款 項 目		目 補正前の額 補正額		計	補正額の財源内訳		
			、	伸正削り役	佣ഥ領	ĒΙ	特定財源	一般財源
1			総務費	92, 799	2, 700	95, 499	2, 700	
	1		総務管理費	67, 859	2, 700	70, 559	2, 700	
		1	一般管理費	67, 854	2, 700	70, 554	国庫支出金 1, 200 その他 1, 500	
5			諸支出金	10, 627	99, 300	109, 927		99, 300
	1		償還金及び還付加算金	10, 627	99, 300	109, 927		99, 300
		2	償還金	9, 527	99, 300	108, 827		99, 300

節		説	明
区分	金 額	前光	97
12 委託料	2, 400	1 総務管理一般経費	2,700
17 備品購入費	300	委託料 介護保険システム改修委託料 備品費 備品	2, 400 2, 400 300 300
22 償還金利子 及び割引料	99, 300	1 償還金 償還金 介護給付費精算金	99, 300 99, 300 99, 300

議第89号

令和5年度 見附市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度見附市の見附市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期間	限度額
分讓販売手法検討業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	5,600千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書

		前年度末までの		当該年度以降の		左の財源内訳			
東 頂	限 度額	度 支出(見込)額		支出予定額		特 定 財 源		源	一般
事項		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	財源
八数町主工社長	千円		千円	2年	千円	千円	千円	千円	千円
分譲販売手法検 討業務委託料	5, 600			(令和 5 ~6 年度)	5, 600				5, 600

議第90号

令和5年度 見附市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度見附市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和5年度見附市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

 (科
 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 支
 出

第 1 款 水道事業費用 1,305,000 千円 \triangle 17,400 千円 1,287,600 千円 第 1 項 営業費用 1,197,541 千円 \triangle 17,400 千円 1,180,141 千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額342,000 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額344,400 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金286,881 千円」を「当年度分損益勘定留保資金289,281 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	715,000 千円	2,400 千円	717,400 千円
第1項 建設改良費	499,086 千円	2,400 千円	501,486 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追加

事 項	期	間	限度	£ 額
配水管布設替及び給水管取 工事費		F度から F度まで	192, 7	700 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1)職員給与費 136,528 千円 △15,030 千円 121,498 千円

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

令和5年度 見附市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支 出

	款		項						F					既決予定額	補正予定額		計
① 水	道	事	業	費	用									1, 305, 000	△ 17, 40	00	1, 287, 600
1	営	業		費	用									1, 197, 541	△ 17, 40	00	1, 180, 141
						1	原	水	及	び	浄	水	費	259, 427	40	65	259, 892
						2	配	水	及	び	給	水	費	145, 425	△ 9, 30)3	136, 122
						4	総			係			費	125, 150	\triangle 8, 50	52	116, 588

資本的支出

支 出

款項	目	既決予定額	補正予定額	計
①資本的支出		715, 000	2, 400	717, 400
1建設改良費		499, 086	2, 400	501, 486
	4 事 務 費	27, 170	2, 400	29, 570

(単位 千円)

		í	節			金	額	説	明	
2	手				当		415	正職員手当		
6	法	定	福	利	費		50	職員共済組合負担金		
1	給				料	\triangle	3, 950	正職員給料 1人		△ 5,762
								再任用職員給料 1人		1,812
2	手				胀	Δ	2,063	正職員手当		△ 2,418
								再任用職員手当		355
3	賞	与 引	当金	繰入	、額	Δ	1, 190	賞与引当金繰入額		△ 1,000
								法定福利費賞与引当金繰入額		△ 190
6	法	定	福	利	費	Δ	2, 100	職員共済組合負担金		△ 2,452
								再任用短時間職員社会保険料		352
1	給				料	Δ	4, 300	正職員給料 7人		
2	手				当	Δ	1,012	正職員手当		△ 1,042
								児童手当		30
3	賞	与引	当金	繰入	、額		△ 950	賞与引当金繰入額	_	△ 800
								法定福利費賞与引当金繰入額		△ 150
6	法	定	福	利	費	Δ	1, 700	職員共済組合負担金		
7	退	職	給	付	費		△ 600			

(単位 千円)

		Í	ŕ			金	額	説明
1	給				料		700	正職員給料 4人
2	手				当		1,500	正職員手当
6	法	定	福	利	費		200	職員共済組合負担金

令和5年度 見附市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	40, 201
減価償却費	645, 044
固定資産除却費	21, 355
引当金の増減額 (△は減少)	△ 17, 653
長期前受金戻入額	△ 254, 929
受取利息及び受取配当金	△ 250
支払利息	55, 435
未収金の増減額 (△は増加)	2, 057
未払金の増減額 (△は減少)	48, 457
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1, 173
小 計	540, 890
利息及び配当金の受取額	250
利息の支払額	△ 55, 435
業務活動によるキャッシュ・フロー	485, 705
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	\triangle 432, 973
他会計等からの負担金による収入	66, 859
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 366, 114
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	293, 000
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 215, 914
財務活動によるキャッシュ・フロー	77, 086
資金増加額又は減少額	196, 677
資金期首残高	4, 105, 513
資金期末残高	4, 302, 190

1 総 括 (単位 千円)

_ //2 //	職員数	4	给 <i>与</i>	デ - 費	7,	1	
区分	職員数					法定福利費	合 計
L 74	(人)	報酬	給 料	手 当	計	四元曲行兵	ы ы
補正後	(6)						
тн 止 仮	14		62,582	39,968	102,550	18,948	121,498
補正前	(5)						
11 工 111	16		70,132	43,558	113,690	22,838	136,528
比 較	(1)						
11 収	\triangle 2		\triangle 7,550	\triangle 3,590	△ 11,140	△ 3,890	△ 15,030

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手	区	分	扶養	住 居	期末	勤勉	寒冷地	通勤	管理職	退職
当の	補	正後	2,121	996	12,862	9,373	995	730	1,419	6,133
内	補	正前	2,754	336	14,712	10,625	1,141	785	1,133	6,733
訳	比	較	△ 633	660	△ 1,850	△ 1,252	△ 146	△ 55	286	△ 600

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	ř	給		B. C.	法定福利費	合 計
	(人)	報酬	給 料	手 当	計	在是佃利 負	
補正後	(1)						
州 正 俊	14		54,872	38,796	93,668	17,451	111,119
補 正 前	(0)						
1 1 11	16		62,422	42,386	104,808	21,341	126,149
比 較	(1)						
九 <u></u> 収	\triangle 2		\triangle 7,550	△ 3,590	△ 11,140	△ 3,890	△ 15,030

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手	区	分	扶養	住 居	期末	勤勉	寒冷地	通勤	管 理 職	退職
当の	補	正後	2,121	996	11,904	9,373	995	604	1,419	6,133
内	補	正前	2,754	336	13,754	10,625	1,141	659	1,133	6,733
訳	比	較	△ 633	660	△ 1,850	△ 1,252	△ 146	△ 55	286	△ 600

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由	別内訳	説	明	備	考
給 料	千円 △ 7,550	給与改定に伴う 増加分	千円 405		千円	給与改定の状況 給与の改定率 給与改定実施 令和5年4月1日	0.74% 時期
		その他の増減分	△ 7,955	異動に係るは	曽減分		数20人(うち再任用1) 数21人(うち再任用0)
手 当	△ 3,590	その他の増減分	△ 3,590	退職手当増えるの他の増え	551 減分 △ 600		0.1月の増 0.05月の増

3 給料及び手当の状況 (1) 職員1人当たり給与

(2) 19(3(2) (3)	7 F 4				
区	分	事務職・技術職 (一般職)	区分		事務職·技術職 (一般職)
A T. = F	平均給料月額	円 288,357	<i>∧ 1, - 1, - 1, - 1, - 1, - 1, - 1, - 1, </i>	平均給料月額	円 329,707
令和5年10月1日現在	平均給与月額	348,799	令和5年1月1日現在	平均給与月額	357,882
	平均年齢	44歳1月		平均年齢	46歳5月

(2) 初任給

区	分	一般職	一般会計の制度
)J	州文 4畝	一般行政職
	円	円	円
給与改定後	高校卒	166,600	166,600
	大学卒	196,200	196,200
給与改定前	高校卒	154,600	154,600
和子以足則	大学卒	185,200	185,200

(3) 期末手当•勤勉手当

区分	支 給 期 別	」支給率	支給率計	職制上の段階、 職務の級等に	備考
	6月	12月	火和平 印	よる加算措置	7/用/与
建工	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	 	
補 正 後	2.200月分	2.300月分	4.500月分	有	
補正前	(1.150月分)	(1.150月分)	(2.300月分)	#	
11 15 11	2.200月分	2.200月分	4.400月分	有	
一般会計の制度	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)		
一双云町の前及	2.200月分	2.300月分	4.500月分	有	

※()内は再任用職員の支給期別支給率

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度 支払義¾ 予定	务発生	左の財源内訳		
		期間	金 額	期間	金 額	補助金	企業債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
配水管布設替及び給水管 取付替工事費	192, 700			2年 (令和5 ~6年度)	192, 700		170, 700	22, 000

議第91号

令和5年度 見附市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度見附市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和5年度見附市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額606,000 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額605,400 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金606,000 千円」を「過年度分損益勘定留保資金605,400 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期間	限度額
下水道台帳整備委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	3,465 千円
汚泥運搬業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	15,695 千円
汚泥処分業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	54,340 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1)職員給与費 91,211千円 1,000千円 92,211千円

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

令和 5 年度 見附市下水道事業会計補正予算実施計画 収益的支出

支 出

		款	<u>,</u>	邛	Ę					目				既決予定額	補正予定額	計
1	下	水	道马	事	業 費	用								2, 038, 000	12, 700	2, 050, 700
	1	営	業	487	費	用								1, 883, 785	12, 700	1, 896, 485
							5	葛	巻	処	理	場	費	156, 611	420	157, 031
							6	今	町	処	理	場	費	199, 716	4, 900	204, 616
							9	総		ŧ	系		費	166, 826	7, 380	174, 206

資本的支出

支 出

款項	目	既決予定額	補正予定額	計
①資本的支出		1, 469, 000	△ 600	1, 468, 400
1建設改良費		479, 059	△ 600	478, 459
	4 事 務 費	150, 988	△ 600	150, 388

(単位 千円)

				(+)1/2	1 1 1/
節	金 額	説	明		
1 給 料	△ 4, 200	正職員給料 1人			
2 手 当	△ 380	正職員手当			
3 賞与引当金繰入額	△ 500	賞与引当金繰入額			
6 法 定 福 利 費	△ 1,000	職員共済組合負担金			
26 動 力 費	6, 500	動力用電気料金			
2 手 当	150	正職員手当			
3 賞与引当金繰入額	50	賞与引当金繰入額			40
		法定福利費賞与引当金繰入額			10
6 法 定 福 利 費	100	職員共済組合負担金			
26 動 力 費	4,600	動力用電気料金			
1 給 料	4,600	正職員給料 4人			2,870
		パートタイム会計年度任用職員給料	2人		1,730
2 手 当	1, 780	正職員手当			1, 575
		パートタイム会計年度任用職員手当			205
3 賞与引当金繰入額	50	賞与引当金繰入額			30
		法定福利費賞与引当金繰入額			20
6 法 定 福 利 費	800	職員共済組合負担金			760
		会計年度任用職員法定福利費			40
7 退 職 給 付 費	150				

(単位 千円)

節	金 額	説明
1 給 料	△ 1,210	正職員給料 5人
2 手 当	610	正職員手当

令和5年度 見附市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 19,025
減価償却費	1,141,580
固定資産除却費	1,884
引当金の増減額 (△は減少)	3,831
長期前受金戻入額	\triangle 596,765
支払利息	145,839
未収金の増減額 (△は増加)	24,681
未払金の増減額 (△は減少)	△ 23,092
小計	678,933
利息の支払額	△ 145,839
業務活動によるキャッシュ・フロー	533,094
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 520,912
国庫補助金による収入	82,038
一般会計等からの繰入金による収入	39,850
工事負担金収入	1
他会計からの負担金収入	91,703
受益者負担金分担金による収入	6,781
投資活動によるキャッシュ・フロー	\triangle 300,539
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるため	
の企業債による収入	334,500
建設改良費等の財源に充てるため の企業債の償還による支出	△ 839,642
その他の企業債による収入	294,300
その他の企業債の償還による支出	△ 149,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	$\frac{\triangle 360,142}{\triangle 360,142}$
M11/MID 2011-00 0 11/7 4 7 F	△ 500,142
資金増加額	△ 127,587
資金期首残高	976,185
資金期末残高	848,598
	,

1 総 括 (単位 千円)

区分	職員数	糸	<u> </u>	争	費	法定福利費	合 計
区 刀	(人)	報酬	給 料	手 当	計	広 足佃利負	一一一
補正後	(4) 11		48,131	29,364	77,495	14,716	92,211
補正前	(3) 12		48,941	27,484	76,425	14,786	91,211
比較	(1) △ 1		△ 810	1,880	1,070	△ 70	1,000

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手	区		分	扶	養	住	居	期	末	勤	勉	寒冷地	通	勤	退	職
当の	補	正	後		1,354		336	1	0,155		8,183	719		789		3,908
内 in	補	正	前		954		648		9,703		7,474	694		619		3,758
訳	比		較		400	\triangle	312		452		709	25		170		150

丰	区	分	管理職
当の	補	正 後	620
の内	補	正 前	334
訳	比	較	286

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	糸	<u> </u>		費	法定福利費	合 計	
	(人)	報酬	給 料	手 当	計	伍足佃利 負		
補 正 後	(2) 11		44,776	28,973	73,749	14,436	88,185	
補正前	(2) 12		47,316	27,298	74,614	14,546	89,160	
比 較	(0) △ 1		△ 2,540	1,675	△ 865	△ 110	△ 975	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手	区		分	扶	養	住	居	期	末	勤	勉	寒冷地	通	勤	退	職
当	補	正	後		1,354		336		9,766		8,183	719		787		3,908
内	補	正	前		954		648		9,517		7,474	694		619		3,758
訳	比		較		400	Δ	312		249		709	25		168		150

手	区		分	管理職
当(補	正	後	620
内に	補	正	前	334
訳	比		較	286

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給	与	<u>.</u>	費	法定福利費	合 計
	(人)	報酬	給 料	手 当	計	仏足佃門頁	
補 正 後	(2) 0		3,355	391	3,746	280	4,026
補 正 前	(1) 0		1,625	186	1,811	240	2,051
比較	(1) 0		1,730	205	1,935	40	1,975

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手	区 分	期末	通 勤
手当の	補 正 後	389	2
内	補 正 前	186	0
訳	比 較	203	2

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事は	1別内訳	説明	備 考
給 料	千円 △ 810	給与改定に伴う 増加分	千円 339	ŦF	治与改定の状況 給与の改定率 0.74% 給与改定実施時期 令和5年4月1日(遡って実施)
		その他の増減分	△ 1,149	異動に係る増減分 △ 1,14	イン イ
手 当	1,880	その他の増減分		給与改定に伴う手 当増加分 40 退職手当増減分 15 その他増減分	正職員 0.1月の増 B 再任用職員 0.05月の増

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務職・技術職 (一般職)	区	分	事務職·技術職 (一般職)
	平均給料月額	円 269,468		平均給料月額	円 278,212
令和5年10月1日現在	平均給与月額	308,971	令和5年1月1日現在	平均給与月額	297,601
	平均年齢	43歳11月		平均年齢	44歳5月

(2) 初任給

X	\wedge	一般職	一般会計の制度	
	分	一	一般行政職	
	円	円	円	
給与改定後	高校卒	166,600	166,600	
	大学卒	196,200	196,200	
給与改定前	高校卒	154,600	154,600	
和子以足削	大学卒	185,200	185,200	

(3) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別	川支給率	支給率計	職制上の段階、 職務の級等に	備 考
	6月	12月	火州平 □	よる加算措置	VIII 19
補正後	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
佣 业 妆	2.200月分	2.300月分	4.500月分	有	
補 正 前	(1.150月分)	(1.150月分)	(2.300月分)	有	
11 11 円	2.200月分	2.200月分	4.400月分	/FI	
一般会計の制度	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
双云司の削及	2.200月分	2.300月分	4.500月分	/月	

^{※()}内は再任用職員の支給期別支給率

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末 支払義務 (見込	务発生	当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国 庫 支出金	地方債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
下水道台帳整備委託契 約	3, 465			2年 (令和5 ~6年度)	3, 465			3, 465
汚泥運搬業務委託契約	15, 695			2年 (令和5 ~6年度)	15, 695			15, 695
汚泥処分業務委託契約	54, 340			2年 (令和5 ~6年度)	54, 340			54, 340

議第92号

令和5年度 見附市病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度見附市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度見附市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款 病院事業	美収益	2,430,000 千円	13,000 千円	2,443,000 千円
第1項 医業収	益	2,053,881 千円	13,000 千円	2,066,881 千円
		支	出	
第1款 病院事業		2,526,000 千円	15,000 千円	2,541,000 千円
第1項 医業費	州	2,480,772 千円	15,000 千円	2,495,772 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額72,700千円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,304千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,152千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金30,036千円」を「過年度分損益勘定留保資金29,888千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款 資本的収	入	193,000 千円	3,100 千円	196,100 千円
第1項 企業債		168,500 千円	2,700 千円	171,200 千円
第3項 補助金		0 千円	400 千円	400 千円
		支	出	
第1款 資本的支	出	266,000 千円	2,800 千円	268,800 千円
第1項 建設改.	良費	183,301 千円	2,800 千円	186,101 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期間	限	度	額
				千円
建物総合管理業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで		214,	000
医療廃棄物収集運搬及び 処理業務委託契約	令和5年度から 令和8年度まで		54,	000

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
ボイラー2号機更新事業	2, 700	普通貸借 又は 証券発行		政府資金及び地方公共団体 金融機構資金については、そ の融通条件により、銀行その 他の資金については、その融 通条件又は協定による。ただ し、企業財政等の都合により 繰上償還し、又は償還年限を 短縮し、若しくは低利債への 借換えができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1)職員給与費 1,622,761千円 4,340千円 1,627,101千円

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

令和5年度 見附市病院事業会計補正予算実施計画 収益的収入及び支出

収 入 ______

	款		項			目	既決予定額	補正予定額	計
① 病	院	事	業	収	益		2, 430, 000	13, 000	2, 443, 000
1	医	業	Ţ	仅	益		2, 053, 881	13, 000	2, 066, 881
						3 その他医業収益	644, 611	13, 000	657, 611

支 出

	支		出											
	款		項						目			既決予定額	補正予定額	計
① 病	院	事	業	費	用							2, 526, 000	15, 000	2, 541, 000
1	医	業		費	用							2, 480, 772	15, 000	2, 495, 772
						1	給		与		費	1, 630, 601	5, 668	1, 636, 269
							₹ ₹				-#-	450.000	0.000	407.000
						3	経				費	458, 336	8, 962	467, 298
						6	研	究	研	修	費	12, 778	370	13, 148

(単位 千円)

節	金額	説	明
2 公衆衛生活動収益	13, 000	新型コロナワクチン接種受託料	

(単位 千円)

_								(半匹	1 🗇
			節			金額	説	明	
1	給				料	△ 15,843	正職員給料		8, 161
							フルタイム会計年度任用職員給料		4, 402
							パートタイム会計年度任用職員給料		3, 280
2	手				当	3, 454	正職員手当		644
							フルタイム会計年度任用職員手当		3, 213
							パートタイム会計年度任用職員手当	\triangle	1,731
							児童手当		1, 328
3	賞	与 引	当金	定繰 /	入額	4, 074	賞与引当金繰入額		3, 479
							法定福利費賞与引当金繰入額		595
6	法	定	福	利	費	△ 2,763	職員共済組合負担金		5,644
							公務災害補償基金負担金		△ 223
							会計年度任用職員社会保険料		3, 104
7	退	職	給	付	費	16, 746			
11	修		繕		費	6, 850	施設修繕費		
18	諸		会		費	2, 112	地域枠医師負担金		
5	研	究	1	雑	費	370			

資本的収入及び支出

収 入

	款	項			目					既決予定額	補正予定額	計
① 資	本	的	収	入						193, 000	3, 100	196, 100
1	企	業		債						168, 500	2, 700	171, 200
					1 企		業		債	168, 500	2, 700	171, 200
3	補	助		金						0	400	400
					1 国	県	補	助	金	0	400	400

支 出

款項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資 本 的 支 出		266, 000	2,800	268, 800
1建設改良費		183, 301	2,800	186, 101
	1 建 物	24, 200	2,800	27,000

(単位 千円)

	飠	節			金額	説明
1 企		業		債	2, 700	ボイラー2号機更新事業
1 国	県	補	助	金	400	新潟県新型コロナウイルス感染症入院医療機関等設 備整備事業費補助金

(単位 千円)

節	金額	説	明
1 建 物	2, 800	ボイラー2号機更新事業	

令和5年度 見附市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日)

		千円
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 84, 199
	減価償却費	178, 157
	固定資産除却費	6,600
	災害による損失	100
	引当金の増減額(△は減少)	72, 596
	長期前受金戻入額	△ 82, 954
	支払利息	10, 539
	未収金の増減額 (△は増加)	930
	未払金の増減額(△は減少)	6, 041
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	338
	小計	108, 148
	利息の支払額	△ 10,539
	業務活動によるキャッシュ・フロー	97, 609
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 169, 441
	補助金による収入	400
	他会計からの負担金収入	23, 200
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 145, 841
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	171,200
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 82,698
	財務活動によるキャッシュ・フロー	88, 502
	資金増加額(又は減少額)	40, 270
	資金期首残高	121, 665
	資金期末残高	161, 935

		職員	数数		給				
	区分	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
	補正後	(10)	(69)						
ı	т ц	0	178	144	844,003	553,661	1,397,808	229,293	1,627,101
ı	補正前	(10)	(72)						
ı	7H1 1L. H1	0	180	144	859,846	531,310	1,391,300	231,461	1,622,761
ı	比 較	(0)	(△ 3)						·
	儿 牧	0	$\triangle 2$	0	△ 15,843	22,351	6,508	\triangle 2,168	4,340

※()は短時間勤務職員について外書きしています

毛	区	分	扶養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外勤務	休日勤務	夜間勤務	宿日直
当の	補	正後	14,628	10,397	4,764	77,199	55,684	1,210	14,313	13,773
内割	補	正前	14,388	10,326	4,822	77,600	55,817	1,240	13,990	12,612
訳	比	較	240	71	△ 58	△ 401	△ 133	△ 30	323	1,161

手	区	分	期末	勤勉	寒冷地	通 勤	管理職	初任給調整	管理職員 特別勤務	退職
当の	補	正後	141,118	98,238	8,868	16,008	9,401	19,385	561	68,114
内	補	正前	142,718	93,391	8,946	15,257	9,238	19,472	125	51,368
訳	比	較	△ 1,600	4,847	△ 78	751	163	△ 87	436	16,746

ア 会計年度任用職員以外の職員

	職員	数数	給		与 費	,		
区分	特別職 (人)	一般職(人)	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
補正後	(0)	(0)						
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0	142	0	546,198	495,878	1,042,076	188,277	1,230,353
補 正 前	(0)	(0)						
1111 1111 1111	0	142	0	554,359	473,478	1,027,837	187,960	1,215,797
比 較	(0)	(0)						·
儿 収	0	0	0	△ 8,161	22,400	14,239	317	14,556

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手	区	分	扶 養	地 域	住 居	特殊勤務	時間外勤務	休日勤務	夜間勤務	宿日直
当の	補	正後	14,628	10,397	4,764	77,199	41,544	1,210	10,663	7,479
内		正前	14,388	10,326	4,822	77,600	42,277	1,240	10,640	6,770
訳	比	較	240	71	△ 58	△ 401	△ 733	△ 30	23	709

[≢	区	分	期末	勤勉	寒冷地	通勤	管理職	初任給調整	管理職員 特別勤務	退職
当 <i>(</i>)	補	正後	118,800	98,238	8,868	7,709	9,401	19,385	561	65,032
内		正前	120,400	93,391	8,946	7,088	9,238	19,472	125	46,755
訴	比	較	△ 1,600	4,847	△ 78	621	163	△ 87	436	18,277

イ 会計年度任用職員

	職員数			給	· 費			
区分	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
補正後	(10)	(69)						
1	0	36	144	297,805	57,783	355,732	41,016	396,748
補正前	(10)	(72)						
↑卅 ┴┴→ 月リ	0	38	144	305,487	57,832	363,463	43,501	406,964
比較	(0)	(△ 3)						
ル 牧	0	\triangle 2	0	△ 7,682	△ 49	\triangle 7,731	△ 2,485	△ 10,216

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手	区	分	時間外勤務	夜間勤務	宿日直	期末	通勤	退職
当の	補〕	正 後	14,140	3,650	6,294	22,318	8,299	3,082
内	補〕	正 前	13,540	3,350	5,842	22,318	8,169	4,613
訳	比	較	600	300	452	0	130	△ 1,531

2 給料及び手当の増減額の明細

区	分	増減額	増減事目	自別内訳	説	明	備	考
給	料		給与改定に伴う 増減分	千円 6,246			給与改定の状況 給料の改定率 給与改定実施時期 令和5年4月	0.74% 月 1日(遡って実施)
л•µ 1°1			その他の増減分	△ 22,089	異動に係る増減	分	職員数の状況 補正後積算人数247 補正前積算人数252	
手	当	22,351	その他の増減分	22,351	給与改定に伴うは 退職手当増減分 その他増減分	晋 淑 分 4,792	(4	E職員 0.1月の増) 再任用0.05月の増)

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	一般行政職	技能労務職
	平均給料月額	円 521,233	円 311,116	円 294,860	円 340,644	円 272,062
令和5年10月1日現在	平均給与月額	1,375,570	391,800	387,181	414,634	354,720
	平均年齢	60歳9月	45歳4月	43歳10月	46歳5月	46歳11月
	平均給料月額	円 521,233	円 323,173	円 309,838	円 352,563	円 275,120
令和5年1月1日現在	平均給与月額	1,490,121	401,241	388,547	453,990	360,347
	平均年齢	60歳0月	45歳7月	44歳3月	47歳9月	46歳8月

(2) 初任給

区	 分 医療職(−		医療職(一) 医療職(二)	医療職(三)	一般行政職	技能労務職	一般会計の制度	
	ガ	区/东帆(一)	区/京帆(一)	区/东帆(二/	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	一般行政職	技能労務職	
		円	円	円	円	円	円	円
給与	高校卒			183, 500	166, 600	159, 500	166, 600	159, 500
改定後	大学卒	264, 700	208, 800	228, 500	196, 200		196, 200	
給与	高校卒			169, 900	154, 600	147, 700	154, 600	147, 700
改定前	大学卒	253, 600	197, 800	216, 000	185, 200		185, 200	

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別	別支給率	支給率計	職制上の段階、職	備考
区 分 6月		12月	火 和平可	務の級等による加 算措置)m 7 5
補正後	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
州 正 後	2.200月分	2.300月分	4.500月分	有	
補正前	(1.150月分)	(1.150月分)	(2.300月分)	有	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2.200月分	2.200月分	4.400月分	有	
一般会計の制度	(1.150月分)	(1.200月分)	(2.350月分)	有	
収云可り削及	2.200月分	2.300月分	4.500月分	月	

※()内は再任用職員の支給期別支給率

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払い義務発生 予定額		左の財源内訳
		期間	金 額	期間	金 額	医業収益
	千円				千円	千円
建物総合管理業務委 託契約	214, 000			4年 (令和5 ~8年度)	214, 000	214, 000
医療廃棄物収集運搬 及び処理業務委託契 約	54, 000			4年 (令和5 ~8年度)	54, 000	54, 000

議第93号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、 令和6年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム 組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり 変更するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲田 亮

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約 新潟県市町村総合事務組合規約(平成16年総行市第30号許可)の一部 を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議第94号

見附市勤労者家庭支援施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月8日提出

施設	名称	見附市勤労者家庭支援施設
指定管理	者の名称	NPO法人 生き生き企画
指定	期間	令和 6年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

議第94号 参考資料

見附市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第3条に定める「指定管理者の指定」に係る参考資料

1. 見附市勤労者家庭支援施設指定管理者指定申請者一覧

選定結果	団体名	所在地	代表者
第1位	NPO法人 生き生き企画	見附市椿澤町 2706番地	八木 清宣

2. 候補者の概要

(1) 団体名

NPO法人 生き生き企画

平成17年10月にNPO法人を立ち上げ、勤労者家庭支援施設の指定 管理者として管理運営を行い、実績を重ねてきた。

今年度実施された選定等委員会による評価においても高い評価を得ており、平成20年度より勤労者家庭支援施設に隣接する花・花ランドの管理業務や園芸福祉活動など、市民力を生かした事業を展開している。

(2) 管理運営の基本方針及び事業計画等

①基本方針

- ・NPO法人として営利を目的とせず、市民の福祉の増進と、行政が対応 しにくい分野や時代を先取りした先駆的な住民サービスを創造し、魅力 ある事業展開と施設の保全管理に努める。
- ・コスト削減や効率性のみを追うのではなく、民間の力を活用して、利用 する人、働く人が満足できる運営の在り方を追求する。
- ・単に市からの業務を運営するだけでなく、真に必要とされるサービスを 提供し、総合的なコンサルティングが出来る人材等の育成に努める。

②事業計画等

- ・楽しくためになる特徴ある企画事業の展開。
- ・市民の意欲に応じた学習機会の提供。
- ・生涯学習相談等により、市民の声を聞き、企画事業、施設利用に結び付ける。
- ・午前、午後、夜間という3区分の貸館ではなく、空いていれば時間調整 して貸館を行う。

・まちの駅ネットワークみつけに参画し、学びの駅としての利用者増を図る。

(3) 人員配置計画等

- ・理事長 (常勤)
- 館長(常勤)
- •会計担当(常勤)
- · 企画担当(常勤)
- 庶務担当(常勤)
- •代行員(非常勤4名)
- ·清掃員(非常勤2名)

3. これまでの経緯

- (1) 指定管理者募集(広報みつけ8月号、市HP掲載)
- (2) 指定管理者選定等委員会開催(10月6日)
- (3) 指定管理者選定等委員会選定結果公表 (広報みつけ12月号、市HP 掲載)
- (4) 指定管理者指定の議案提出(12月議会)

4. 移行手続等

市議会12月定例会の議決により、指定管理者候補者の指定が決定後、見 附市と候補者双方が業務仕様書に基づき詳細な協議を経て、正式な協定書を 交わす予定。

協定書締結後、令和6年4月1日から指定管理者による見附市勤労者家庭 支援施設の指定管理を行うことになる。指定期間は、令和6年4月1日から 令和11年3月31日までとなる。

なお、指定管理に関する予算については、議会の議決をもって成立するも のである。

指定管理候補者の選定結果について

施設名	見附市勤労者家庭支援施設
所在地	新潟県見附市学校町1丁目3番70号
指定管理	団体名 NPO法人 生き生き企画
候補者	所在地 新潟県見附市椿澤町2706番地
指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日(5年間)
選定方法	公募した結果、1団体からの申請があり、提案のあった事業計画について、公開プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定等委員会において審査を行った。
選定理由	条例及び募集要項に定める選定基準に基づき審査を行った結果、審査点の合計は499点(600点満点)であり、指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値である60%(360点)を超えていることから「NPO法人 生き生き企画」を指定管理者候補者に選定した。また、選定等委員会で決定した審査結果は別表のとおり。
	募集要項等の配布開始 令和5年 7月27日
 選定の経緯 	申請書類の受付締切 令和5年 9月13日
	選定等委員会 令和5年10月 6日

公募施設名: 見附市勤労者家庭支援施設

団 体 名 : NPO法人 生き生き企画

所 在 地 : 新潟県見附市椿澤町2706番地

	選定基準		審査項目	判定・配点	審査点等
1	事業計画書に基づく公 の施設の運営が、利用者 の平等な利用を確保する	1	施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	適・否	適
1	ことができるものであるか。	2	利用者の平等な利用の 確保		週
	車光引売者の中容が	3	利用者の増加を図るた めの具体的手法		
2	事業計画書の内容が、 当該公の施設の効用を最 大限に発揮するものであ	4	サービスの向上を図る ための具体的手法	210点	185.00点
	るか。	5	施設の維持管理の内 容、適格性及び実現の 可能性	(35点×6名)	
3	事業計画書の内容が、 当該公の施設の管理に係	6	収支計画の内容、適格	60点	42.00点
_ ¸	る経費の縮減が図れるものであるか。)	性及び実現の可能性	(10点×6名)	42.00m
	事業計画書に沿った管	7	安定的な運営が可能と なる人的能力		
4	理を安定して行う人的構成、経済的基礎を有して おり、又は確保できる見	8	安定的な運営が可能と なる経済的基盤	210点	168.00点
	込みがあるか。	9	類似施設の運営実績	(35点×6名)	
5	当該公の施設の設置目 的を達成するために必要	(10)	施設の特性に応じた審	120点	104.00点
	なものとして別に定める 事項。	<u> </u>	査項目	(20点×6名)	104.00/5%
	合 書	600点	499.00点		
		(100点×6名)			

申請者は1団体、選定等委員会6名で採点。

指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値は、満点(600点)のうち60%(360点) とする。

議第95号

見附市大平森林公園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月8日提出

施設名称	見附市大平森林公園
指定管理者の名称	株式会社 笹原建設
指定期間	令和 6年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

議第95号 参考資料

見附市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第3条に定める「指定管理者の指定」に係る参考資料

1. 見附市大平森林公園指定管理者指定申請者一覧

選定結果	団体名	所在地	代表者		
第1位	株式会社 笹原建設	見附市名木野町 2870番地2	代表取締役 齋藤 渡		

2. 候補者の概要

(1) 団体名

株式会社 笹原建設

総合建設業として明治17年創業、昭和29年「株式会社」設立。 主に新潟県及び見附市の総合建設業として公共工事を請け負っている。 大平森林公園については、平成18年4月から指定管理者として公園業 務を実施している。

(2) 管理運営の基本方針及び事業計画等

①基本方針

- ・「元気の出る森林公園」をモットーに、「親しみ・喜ばれ・支持される大 平森林公園」を目指す。
- 「来園者・利用者」目線で満足いただける管理運営に徹する。
- ・今までの実績を活かし、来園者の要望等を的確につかみ、運営に反映し 見附市内外の皆様から「愛され、親しんでいただける」ように努力する とともに、入園者の増加に努める。

②事業計画等

- ・市民、市民団体の参加・協働による公園運営、イベントを実施する。
- ・Eボート(10人乗り手漕ぎボート)、水上自転車運行
- ・オープニング、夏の感謝祭、秋の音楽祭の実施
- ・Eボートを活用したイベント、アトラクションを提供する。
- ・大平堤を活用した魚釣りの魅力を増進する為、ヘラブナ愛好会と協力し、 放流事業や「市民ヘラブナ釣り大会」の実施
- ・雪中キャンプの実施
- ・新潟県内外の旅行会社、学校、公共機関等に対する広報の実施

(3)人員配置計画 等

- 施設管理責任者(1名)
- ・ログハウスでの受付・売店・園内管理(1名) 受付は、24時間対応(キャンプ場予約サイト、電話・FAX)
- ・厨房・調理員(2名)
- ・焼肉広場等の園内整備(4名)
- · 園内清掃(外部委託)
- ・安全管理研修など普通救命講習(AED含む)の受講、有資格者(日赤救助員等)の育成等

(4) 収支計画等

- ・大平森林公園内の全ての使用料などの改定により、収益の向上を図る
- ・新たな施設活性化事業を企画提案し、収益の向上を図る
- ・新たなアクティビティを導入し、収益の向上を図る
- ・団体向けバーベキュー利用増に向けた営業広報の実施
- ・作業工程や作業指示体系を見直し確維持管理作業の効率化を図る

3. これまでの経緯

- (1) 指定管理者募集(広報みつけ8月号、市HP掲載)
- (2) 指定管理者現地説明会の実施(8月22日 大平森林公園)
- (3) 指定管理者選定等委員会開催(10月6日)
- (4) 指定管理者選定等委員会選定結果公表(広報みつけ12月号、市HP 掲載)
- (5) 指定管理者指定の議案提出(12月議会)

4. 移行手続等

市議会12月定例会の議決により、指定管理者候補者の指定が決定後、見 附市と候補者双方が業務仕様書に基づき詳細な協議を経て、正式な協定書を 交わす予定。

協定書締結後、令和6年4月1日から指定管理者による見附市大平森林公園の指定管理を行うことになる。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなる。

なお、指定管理に関する予算については、議会の議決をもって成立するも のである。

指定管理候補者の選定結果について

施設名	見附市大平森林公園					
所在地	新潟県見附市内町1432番地					
指定管理	団体名 株式会社 笹原建設					
候補者	所在地 新潟県見附市名木野町2870番地2					
指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日(5年間)					
選定方法	公募した結果、1団体からの申請があり、提案のあった事業計画について、公開プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定等委員会において審査を行った。					
選定理由	条例及び募集要項に定める選定基準に基づき審査を行った結果、審査点の合計は444点(600点満点)であり、指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値である60%(360点)を超えていることから「株式会社 笹原建設」を指定管理者候補者に選定した。また、選定等委員会で決定した審査結果は別表のとおり。					
	募集要項等の配布開始 令和5年 7月27日					
選定の経緯	申請書類の受付締切 令和5年 9月13日					
	選定等委員会 令和5年10月 6日					

公募施設名: 見附市大平森林公園

団 体 名 : 株式会社 笹原建設

所 在 地 :新潟県見附市名木野町2870番地2

選定基準		審査項目		判定・配点	審査点等
1	事業計画書に基づく公 の施設の運営が、利用者 の平等な利用を確保する ことができるものである か。	1	施設の設置目的及び市 が示した管理の方針	適・否	適
		2	利用者の平等な利用の 確保	1 週・台	旭
, 当該公の施設	事業計画書の内容が、	3	利用者の増加を図るた めの具体的手法		
	当該公の施設の効用を最 大限に発揮するものであ	4	サービスの向上を図る ための具体的手法	240点	191.00点
	ବ 7/) ୍	5	施設の維持管理の内 容、適格性及び実現の 可能性	(40点×6名)	
3	事業計画書の内容が、 当該公の施設の管理に係 る経費の縮減が図れるも のであるか。	6	収支計画の内容、適格	90点	60.00点
		9)	性及び実現の可能性	(15点×6名)	00 . 00 _M
理 を 4 成、 おり	事業計画書に沿った管	7	安定的な運営が可能と なる人的能力		
	理を安定して行う人的構成、経済的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	8	安定的な運営が可能と なる経済的基盤	180点	124.00点
		9	類似施設の運営実績	(30点×6名)	
5	当該公の施設の設置目 的を達成するために必要 なものとして別に定める 事項。	(10)	施設の特性に応じた審	90点	69.00点
			查項目	(15点×6名)	00.00m
		600点	444.00点		
合 計 点				(100点×6名)	

申請者は1団体、選定等委員会6名で採点。

指定管理候補者の選定に必要な審査点合計の最低基準値は、満点(600点)のうち60%(360点) とする。

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員候補者に推薦しようとする者

氏 名 齋藤 榮作

住 所 見附市本所1丁目

生年月日

令和5年12月8日提出



人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員候補者に推薦しようとする者

氏 名 土田 秀

住 所 見附市柳橋町

生年月日

令和5年12月8日提出



人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員候補者に推薦しようとする者

氏 名 佐野 ひとみ

住 所 見附市本所1丁目

生年月日

令和5年12月8日提出

議第99号

見附市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

見附市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月8日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市手数料条例の一部を改正する条例

見附市手数料条例(平成12年見附市条例第6号)の一部を次のように改正する。 別表第1の1の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」 を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若し くは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中30の項を32の項と し、同表29の項中「(平成14年法律第151号)」を削り、同項を同表31の項 とし、同表7の項から28の項までを2項ずつ繰り下げ、同表6の項中「書類の閲 覧」を「規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同 法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧 に供する事務」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1 件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「交付又は」を「交付、」に改 め、「記載した事項の証明書」の次に「の交付又は同法第120条の6第1項の規 定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同項を同表7の項とし、同表4の 項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3第2項の規定|除籍電子証明書提供用識別符号1件 に基づく除籍電子証明書提供用識別符号 につき 700円 の発行(情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律第7条第1項の規定に より同法第6条第1項に規定する電子情 報処理組織を使用する方法により除籍電

子証明書提供用識別符号の発行を行う場 合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求 が同項の規定により同項に規定する電子 情報処理組織を使用する方法により行わ れた場合に限る。) における当該発行及び 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に 係る除籍電子証明書の請求を行う者が同 時に当該除籍電子証明書が証明する事項| と同一の事項を証明する除かれた戸籍の 謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求 を行う場合における当該発行を除く。)

別表第1の3の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」 を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の 全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項と し、同表2の項の次に次のように加える。

3 戸籍法第120条の3第2項の規定|戸籍電子証明書提供用識別符号1件 に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号 につき 400円 の発行(情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律(平成14年法律第151 号) 第7条第1項の規定により同法第6条 第1項に規定する電子情報処理組織を使 用する方法(総務省令で定めるものに限 る。以下この項において同じ。)により戸 籍電子証明書提供用識別符号の発行を行 う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の 請求が同条第1項の規定により同項に規 定する電子情報処理組織を使用する方法 により行われた場合に限る。) における当 該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符

号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を 行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証 明する事項と同一の事項を証明する戸籍 の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請 求を行う場合における当該発行を除く。)

別表第2の3の項中「。以下この項及び6の項において「規則」という。」を削り、「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第4中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 令和6年3月1日
- (3) 別表第2の3の項の改正規定 令和6年4月1日

議第100号

令和5年度 見附市一般会計補正予算 (第7号)

令和5年度見附市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,703,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 囯	国庫支出金	3, 058, 724	234, 000	3, 292, 724
	2 国庫補助金	1, 311, 074	234, 000	1, 545, 074
	歳 入 合 計	18, 469, 000	234, 000	18, 703, 000

歳 出 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 月	是生費	6, 855, 211	234, 000	7, 089, 211
	1 社会福祉費	3, 225, 277	234, 000	3, 459, 277
	歳 出 合 計	18, 469, 000	234, 000	18, 703, 000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金	3, 058, 724	234, 000	3, 292, 724
歳 入 合 計	18, 469, 000	234, 000	18, 703, 000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	#
3 民生費	6, 855, 211	234, 000	7, 089, 211
歳 出 合 計	18, 469, 000	234, 000	18, 703, 000

4.4-	補 正 額 の 財	財源内訳源	
特 国県支出金	定 財 地 方 債	その他	一般財源
234, 000			0
221.22	_	_	_
234, 000	0	0	0

2 歳 入 (款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
14			国庫支出金	3, 058, 724	234, 000	3, 292, 724
	2		国庫補助金	1, 311, 074	234, 000	1, 545, 074
		1	総務費国庫補助金	315, 425	234, 000	549, 425

(単位:千円)

Ê	布	説	明
区 分	金 額	מלו	77
3 地方創生臨時 交付金	234, 000	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支持	爱地方交付金 234,000

 3 歳 出

 (款) 3 民生費

 (項) 1 社会福祉費

	款 項 目		款 項 目 補正前の額 補正額		建工施	計	補正額の財源内訳		
		办	、	伸上削り領	州 上領	ĦΠ	特定財源	一般財源	
3			民生費	6, 855, 211	234, 000	7, 089, 211	234, 000		
	1		社会福祉費	3, 225, 277	234, 000	3, 459, 277	234, 000		
		8	住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費	103, 300	234, 000	337, 300	国庫支出金 234, 000		

節		説	明
区 分	金 額	市尤	97
1 報酬	325	1 住民税非課税世帯等緊急支援臨時給付金給付事業	233, 875
	125	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員共済組合負担金	325 19
4 共済費	50	社会保険料等 社会保険料	31 27
10 需用費	108	11.1 - 11.12	4 43
11 役務費	792	印刷製本費 通信運搬費	65 297
12 委託料	1, 500	郵便料 手数料	297 495
13 使用料及び 賃借料	100	口座振替手数料 委託料 システム改修委託料	495 1, 500 1, 500
18 負担金補助 及び交付金	231, 000	交付金 住民税非課税世帯等緊急支援臨時給付金 2 職員給与費(臨時給付金関連)	100 100 231, 000 231, 000
		職員手当	125

1. 一般職

(1)総 括

区分	職員数		給 4	· 費		共済費	合 計	備考												
	椒貝奴	報酬	給 料	職員手当	計	六月月	六仍貝	六仍貝	六仍貝	六仍貝	六仍貝	六仍貝	六仍貝	六仍貝	八四貝	六仍其 口 印		六仍其 口 印)#i /5
	人 (354)	千円	千円	千円	千円	千円	千円													
補正後	302	454,772	1,137,461	734,624	2,326,857	451,437	2,778,294													
補正前	(353)																			
71111111111	302	454,447	1,137,461	734,499	2,326,407	451,387	2,777,794													
比 較	(1)																			
比較	0	325	0	125	450	50	500													

※()は短時間勤務職員について外書きしています

		区分	•	時間外 勤 務
職員手当	補	正	後	千円 122,556
の内訳	補	正	前	122,431
	比		較	125

ア. 会計年度任用職員以外の職員

	職員数	給 与 費				4.沙曲	A ⇒1	/#: 7.
区分		報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備 考
	人(11)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(11)							
1冊正 区	302	0	1,137,461	686,790	1,824,251	373,711	2,197,962	
補正前	(11)							
補 止則	302	0	1,137,461	686,665	1,824,126	373,711	2,197,837	
比 較	(0)							
	0	0	0	125	125	0	125	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

		区分	·	時間外 勤 務
				千円
職員手当 の内訳	補	正	後	122,556
0) F 1 E/C	補	正	前	122,431
	比		較	125

イ. 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費					合 計	
		報酬	給 料	職員手当	計	共済費		V⊞ ~ 7
W. - 41	(343) 人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	0	454,772	0	47,834	502,606	77,726	580,332	
補正前	(342)	454,447	0	47,834	502,281	77,676	579,957	
比 較	(1) 0	325	0	0	325	50	375	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説	明		備考
職員手当	千円 125	その他の 増分	千円 125	その他増分		千円 125	